

「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」に基づく施策のフォローアップについて

1. グローバルヘルス・アーキテクチャーの構築を通じたPPRの強化、UHC推進への貢献等

施策・取組	2022（令和4）年度以前の主な実績	2023（令和5）年度の取組	2023（令和5）年度の予算執行状況	2024（令和6）年度以降の目標	2024（令和6）年度の執行予定	担当府省庁	
（1）グローバルヘルス・アーキテクチャー構築への貢献 ① PPR強化のための国際的な議論への参画							
	<p>・グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等の開催、広報等を実施。</p>	<p>・引き続き、2023年12月までグローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催。</p> <p>・また、G7議長国として民間資金動員のためのイニシアティブを立ち上げるとともに、取組等を広報。</p>	—	<p>・引き続き、グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催。</p>	—	内閣官房	
	<p>・COVAX事務局を務めるGaviの理事や委員を務め、COVAX含むGaviのガバナンスや政策の議論に貢献。日米豪印首脳会合やG7などの国際場裏においてPPR強化のための議論に参画。</p> <p>・COVAX事務局を務めるGaviの理事や委員を務め、COVAX含むGaviのガバナンスや政策の議論に貢献。日米豪印首脳会合やG7などの国際場裏においてPPR強化のための議論に参画。</p> <p>新型コロナウイルス感染症関連の ACT-A（COVAXを含む。）等の国際協調の枠組みの利点や教訓を踏まえつつ、WHOの枠組みや米国主導の新型コロナ・グローバル行動計画、G7やG20等での議論を念頭に、新たな資金メカニズム（パンデミック基金）や財務・保健連携を含む関連する新たなプラットフォームなどのグローバルヘルス・アーキテクチャー強化の動きに適切に対応する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】</p>	<p>・引き続き、2023年12月までCOVAX事務局を務め、2024（令和6）年1月以降その事業を引き継いだGaviのガバナンスや政策の議論に貢献した。</p> <p>・日米豪印健康安全保障パートナーシップ作業部会にて、PPR強化のための日米豪印の議論に貢献した。</p> <p>・G7広島サミットにて、感染症危機対応医薬品等（MCMs）への公平なアクセス確保に関する議論を主導し、「MCMへの公平なアクセスのための広島ビジョン」を発表し、その具体的な取組の一つとして、MCMデリバリーパートナーシップを立ち上げた。日本が主導したMCMデリバリーパートナーシップのワーキンググループは成果文書を作成し、2023（令和5）年末にWHOへ提出した。</p> <p>・G7広島サミットにて、UHCを達成するためにG7各国が取るべき対応を明示した「G7 Global Plan for UHC Action Agenda」を表明し、具体的道筋を示した。</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンス（COVAX含む） （当初）：685百万円 （補正）：22十億円</p> <p>・グローバルファンド （当初）2,038百万円 （補正）17十億円</p> <p>・GHIT・UNDP連携事業 （当初）：380百万円 （補正）：1,570百万円</p> <p>・UHC2030 （当初）：77百万円 （補正）：200百万円</p> <p>・ユニットエイド （当初）：60百万円 （補正）：1,000百万円</p> <p>・UNFPA （当初）：1,240百万円 （補正）：3,030百万円</p> <p>・IPPF （当初）：190百万円 （補正）：260百万円</p> <p>・WHO （補正）：740百万円</p>	<p>・引き続き、新型コロナウイルス感染症の教訓も踏まえ、各種のフォーラム（含む新たに立ち上げられた「外交当局間の国際保健安全保障チャンネル（FMC）」）においてPPR強化等のための議論・取組に積極的に貢献していく。</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンス （当初）：475百万円</p> <p>・グローバルファンド （当初）：1,500百万円</p> <p>・GHIT・UNDP連携事業 （当初）：303百万円</p> <p>・UHC2030 （当初）：60百万円</p> <p>・ユニットエイド （当初）：48百万円</p> <p>・UNFPA （当初）：1,810百万円</p> <p>・IPPF （当初）：300百万円</p>	—	外務省
	<p>・パンデミック基金に関して、創設ドナーとして資金貢献を行うとともに、理事会において基金運営に関する議論に貢献。</p> <p>・G20財務・保健合同タスクフォース（JFHTF）をはじめとして、G7・G20等における財務・保健連携に関する会合に参加し、PPR強化のための国際的な議論に貢献。</p>	<p>・パンデミック基金に関して、理事として理事会の議論に参加し、2023（令和5）年7月の第1回支援案件の採択や、同年12月の第2回目の案件募集の開始等、基金の運営や戦略に関する議論に貢献。</p> <p>・G7議長国として、2023（令和5）年5月にG7財務・保健大臣合同セッションを開催し、「財務・保健の連携強化及びPPRファイナンスに関するG7共通理解」を取りまとめ、財務・保健連携の更なる強化や、パンデミック対応のための資金枠組みの検討に関する議論を主導。G20印議長国とも緊密に連携し、G20財務・保健合同タスクフォース（JFHTF）における、パンデミック対応のための資金等のPPR強化に関する議論に積極的に貢献。</p>	<p>・パンデミック基金への拠出 1,370百万円</p>	<p>・パンデミック基金に関して、引き続き、第2回目の支援案件の採択や基金の戦略策定等に関する理事会における議論に積極的に貢献。</p> <p>・G20財務・保健合同タスクフォース（JFHTF）等のG7・G20における財務・保健連携関係の会合への参加を通じ、財務・保健の連携強化やパンデミック対応のための資金などPPRの強化に関する議論に引き続き貢献。</p>	—	財務省	
	<p>・WHO、G7・G20等での議論への参加を通じて、PPR強化のための国際的な議論に適切に対応してきた。</p>	<p>・2023（令和5） 昨年のG7議長国としてG7長崎保健大臣宣言の主要アジェンダとして、公衆衛生危機対応のためのグローバル・ヘルス・アーキテクチャー（GHA）の構築・強化を取り上げるとともに、財務・保健大臣会合においてPPRファイナンスに関するG7共通理解を提示した。</p>	<p>Gf拠出金：21十億円 Gavi拠出金：2,739百万円</p>	<p>・2024（令和6）年10月に開催されるG7・G20保健大臣会合やG20財保合同会合のコミニケの文言協議等を通じて、GHA強化に向けた議論を継続する。</p>	<p>Gf拠出金：1,500百万円 Gavi拠出金：1,390千円</p>	厚生労働省	
② パンデミックに関する国際的規範設定への貢献 現行のIHR（2005年）では、早期警報と行動、迅速な通報と情報共有、実施と遵守、迅速な評価と対応、PHEICの意思決定プロセス等の課題があげられている。課題解決のため、2022（令和4）年の第75回WHO総会で設置が決定したIHR部分改正を行う加盟国作業部会において2024（令和6）年5月の第77回WHO総会において改正案の採択がなされるよう、我が国としても積極的に議論に参加していく。WHOでは、2022（令和4）年にパンデミックの予防、備え、対応に関する国際文書を策定するための政府間交渉会議が設置され、現在新たな法的文書の作成が進められている。2024（令和6）年5月の第77回WHO総会での成果物の提出に向け、当該文書に含めるべき要素について加盟国間で交渉が開始されており、日本は副議長国としても貢献していく。あわせて、2022（令和4）年の執行理事会で新たに設置が決まった健康危機への対応と準備に関する常設委員会にも積極的に関与していく。IHR部分改正と履行強化、パンデミックに関する新たな法的文書の策定、WHOの健康危機プログラムの向上を通じて、世界の感染症対策の強化やWHO改革を支援する。【外務省、厚生労働省】	<p>・2022（令和4）年に設置された「パンデミックの予防、備え、対応に関する国際文書（いわゆる「パンデミック条約」）」の作成に係る政府間交渉会議（INB）、及び国際保健規則（IHR）の改正作業部会（WGIHR）において、日本は積極的に議論に参加。</p> <p>・INBに関しては、日本は副議長としても交渉過程の前進に貢献。</p> <p>・WGIHRに関しては、WHOへの情報共有の強化や国際クルーズ船等の輸送機関における保健上の措置の明確化及び強化に関する改正案を提出した</p>	<p>・「パンデミック条約」に関するINB交渉に関しては、我が国は2023（令和5）年のG7議長国として、G7会合を積極的に調整・実施。G7加盟国・EUのみならず、豪、瑞、ノルウェー、NZなど同志国に拡大して調整を行い、日本の立場に対する理解の促進、交渉においては日本を含むG7等同志国の発信強化に努めた。また、昨年引き続き、INBの副議長としても、議論の進行に大きく貢献した。</p> <p>・WGIHRについては、日本の改正案に関するビューローや他の参加国との協議や調整、及び他の改正案に関する議論への積極的な参加を通じて、IHR改正作業に建設的に貢献した。</p>	—	<p>・「パンデミック条約」及びIHRについては、2024（令和6）年5月の第77回WHO総会までの妥結を目指して交渉が行われている。日本としては今後も引き続き、国際的な感染症対策強化のために、本件交渉に建設的に参加・貢献していく。</p>	—	外務省	
	<p>・世界保健機関（WHO）の国際保健規則（IHR）（2005）は、参加国のWHOへの通報義務や検疫等について規定しているが、健康危機発生時には、国際社会は、国際交通（具体的には、人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品又は輸送小包）の国境を越えた移動にかかる問題にも対応する必要がある。これらの課題に対応するため、WHOの加盟国作業部会において、IHR（2005）の改正の議論が行われており、我が国も積極的に参加している。</p>	<p>・2024（令和6）年5月に開催される第77回WHO総会での合意に向けて、IHR（2005）の改正の議論がWHOの加盟国作業部会において、継続されており、作業部会での議論に積極的に参加した。</p>	—	<p>・2024（令和6）年5月に開催された第77回WHO総会でIHR改正案がコンセンサスで採択された。今後、今回の改正内容を各国において検討し、その実施に向けた国内調整を行っていく。</p>	—	厚生労働省	

<p>感染症危機の発生時に迅速な対応や感染症に関するインテリジェンス強化のため、海外における感染症インテリジェンスの収集や分析等に関する研修を国立感染症研究所と連携して国立研究開発法人国立国際医療研究センターにおいて、平時から実施していき、海外における専門情報収集能力を確保するとともに、海外のインテリジェンス収集や感染症研究の拠点の在り方に関して検討し、結論を得て順次実施する。また、国内外の感染症インテリジェンス機能の集約体制強化に関する研究を実施する。【文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>・新興・再興感染症研究基盤創生事業において、10 か国（インド、インドネシア、ガーナ、コンゴ民主共和国、ザンビア、タイ、中国、フィリピン、ベトナム、ミャンマー）に海外研究拠点を整備して、新興・再興感染症の基礎的な研究を実施している。 モニタリング機能が期待される海外研究拠点の基盤強化・充実を推進し、政府全体の感染症危機管理体制に貢献した。</p>	<p>・2023（令和5）年度は、海外研究拠点10拠点に加えて、<u>モニタリング機能が期待されるブラジル拠点を設置し、アジア・アフリカ・南米の11カ国に海外研究拠点を整備するとともに、ネットワーク拠点を新たに設置することで、新興・再興感染症の基礎的な国際感染症研究を実施した。</u></p>	<p>・新興・再興感染症研究基盤創生事業 2,751百万円 （前年度 新興・再興感染症研究基盤創生事業 2,871百万円）</p>	<p>・引き続き、海外研究拠点において平時においても検体・情報等を収集する。また、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）において、研修等にも取り組んでいく。</p>	<p>・新興・再興感染症研究基盤創生事業 2,329百万円</p>	<p>文部科学省</p>
<p>（2）UHCの取組の推進</p> <p>UHC については、感染症への対応も含め、全ての人が効果的で良質な医療サービスを負担可能な費用で受けられるようにするというものであり、人間一人一人に着目し、広範かつ深刻な脅威から人々を守るという人間の安全保障の考え方にも資するものである。我が国においては引き続き、アジアを含め、世界におけるUHC 達成に向けた国際的な議論を主導するほか、WHO における取組も活用することで有機的な国際的なネットワークを形成し、現場のニーズに対応できる国際保健人材の育成や、医療技術、医薬品等の開発の促進加速化等につなげる。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・UHC達成に向けた国際社会の議論を主導するため、我が国は従前より積極的な貢献をしてきた。例えば、UHCフレンズグループは、国連総会UHCハイレベル会合及びSDG目標である2030年までの世界でのUHC達成に向け、国連加盟国における機運を高め理解を深めるための、国連をベースとした有志国グループであるが、これは日本が主導した成果として2018年12月に設置に至った。</p>	<p>・自然災害での被災者や脆弱な人々に対し、緊急医療事支援を行った。 ・感染症にかかる緊急医療事態への準備、対応支援を行った。 ・G7広島サミットにおける成果は以下のとおり。 （1）<u>新型コロナ対応により後退した従来からの保健課題への対応の推進を確認</u>：感染症（HIV/AIDS、結核、マラリア、顧みられない熱帯病（NTDs）、ポリオ等）、非感染性疾患等（メンタルヘルス症状、栄養、WASH等）、ライフステージに応じた保健課題（母子保健、SRHR、健康な高齢化等）、薬剤耐性（AMR）など。 （2）<u>国際保健への貢献、国内資金動員拡充及び国際保健への民間投資拡大のため、サミットで資金貢献を表明</u>：G7として官民合わせた480億ドル以上の資金貢献（日本は、政府によるグローバルヘルス技術振興基金（GHIT）への2億ドルのプレッジを含む2022（令和4）年から25（令和7）年までの官民合わせた75億ドル規模の貢献）。 （3）<u>国際保健へのインパクト投資を促進するイニシアティブ「グローバルヘルスのためのトリプル（Triple I for Global Health）」を広島サミットで承認</u>。G7のUHC達成に向けた具体的な行動を長崎保健大臣会合で「G7 UHCグローバルプラン（G7 Global Plan for UHC Action Agenda）」として発出し、広島サミットで承認。財政、知見の管理、人材を含むUHCに関する世界的なハブ機能の重要性に留意することで一致。 ・国連総会UHCハイレベル会合において岸田総理が出席し、日本として2030（令和12）年までに途上国を含む世界全体がUHCを達成できるよう、国際社会の取組をさらにリードしていく決意を表明し、世界のリーダーが協力してUHCを達成する決意を示すことの重要性について強調。同会合で承認された政治宣言の起草課程に日本も積極的に貢献。</p>	<p>・UHC2030（当初）：77百万円 （補正）：200百万円</p>	<p>・引き続き、感染症危機管理能力の抜本的強化のため、新機構の中核的機能となる感染症危機管理の専門人材の育成、感染症に関するインテリジェンス機能の強化をしていく。また、感染症情報の集約・分析・提供を行う「感染症インテリジェンスハブ」を設置する。</p>	<p>・健康対策事業委託費 201百万円の 内数</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>UHC については、感染症への対応も含め、全ての人が効果的で良質な医療サービスを負担可能な費用で受けられるようにするというものであり、人間一人一人に着目し、広範かつ深刻な脅威から人々を守るという人間の安全保障の考え方にも資するものである。我が国においては引き続き、アジアを含め、世界におけるUHC 達成に向けた国際的な議論を主導するほか、WHO における取組も活用することで有機的な国際的なネットワークを形成し、現場のニーズに対応できる国際保健人材の育成や、医療技術、医薬品等の開発の促進加速化等につなげる。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・2016（平成28）年5月、G7伊勢志摩サミット・G7神戸保健大臣会合において、日本はG7として初めて首脳級会合でUHCの推進を主要テーマに設定し、国際社会・国際機関と連携して、アフリカ、アジア等でのUHCの確立を支援すること、さらに国際的議論において主導的な役割を果たしていくことを表明。 ・2017（平成29）年7月に開催した日・ASEAN保健大臣会合では、ASEAN各国の保健大臣を東京に招き、UHCと高齢化について議論を深めた。同会合では、日・ASEAN保健大臣会合共同宣言文を採択し、住民登録・人口動態統計の構築支援や政策人材の育成と知見の共有を柱とする日・ASEAN UHCイニシアティブを発表。 ・2017（平成29）年12月、日本政府と世界銀行が共催した第一回「UHCフォーラム2017」が東京で開催。安倍総理大臣（当時）の他、グテーレス国連事務総長、テドロスWHO事務局長、キム世界銀行総裁（当時）が出席したほか、30か国以上の政府高官や国際機関等の代表や専門家が集まり、各国におけるUHC推進に向けた議論が行われた。持続可能な保健システムのための財源確保の必要性等を含む「UHC東京宣言」を採択。 ・2019（令和元）年6月、G20財務大臣・保健大臣合同セッションが開催され、根本厚労大臣(当時)と麻生財務大臣と共に共同議長として出席。根本大臣は、UHC達成に関する保健財政について、日本が国民皆保険を達成し維持してきた経験と、保健当局と財務当局の密接な連携の重要性について言及。「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」を取りまとめた。</p>	<p>・2023（令和5）年5月、G7保健大臣会合コミュニケにおいて「（UHCに関する）財政、知見の管理、人材を含むUHCに関する世界的なハブ機能の重要性」が記載されたことを受け、WHOと世界銀行との連携の下、「UHCナレッジハブ」を設置する方向で検討を進めた。</p>	<p>・UHC2030（当初）：77百万円 （補正）：200百万円</p>	<p>・UHC達成に向けた取組を可視化し評価するためのモニタリングフレームワークの策定に努める。 ・グローバルヘルス・イニシアティブや様々な国際保健主体の活動を日本として支援するにあたって、各主体の活動の断片化を避け、UHC達成という傘の下に連携促進を後押しする。</p>	<p>・UHC2030（当初）：60百万円</p>	<p>外務省</p>
<p>UHC については、感染症への対応も含め、全ての人が効果的で良質な医療サービスを負担可能な費用で受けられるようにするというものであり、人間一人一人に着目し、広範かつ深刻な脅威から人々を守るという人間の安全保障の考え方にも資するものである。我が国においては引き続き、アジアを含め、世界におけるUHC 達成に向けた国際的な議論を主導するほか、WHO における取組も活用することで有機的な国際的なネットワークを形成し、現場のニーズに対応できる国際保健人材の育成や、医療技術、医薬品等の開発の促進加速化等につなげる。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・2016（平成28）年5月、G7伊勢志摩サミット・G7神戸保健大臣会合において、日本はG7として初めて首脳級会合でUHCの推進を主要テーマに設定し、国際社会・国際機関と連携して、アフリカ、アジア等でのUHCの確立を支援すること、さらに国際的議論において主導的な役割を果たしていくことを表明。 ・2017（平成29）年7月に開催した日・ASEAN保健大臣会合では、ASEAN各国の保健大臣を東京に招き、UHCと高齢化について議論を深めた。同会合では、日・ASEAN保健大臣会合共同宣言文を採択し、住民登録・人口動態統計の構築支援や政策人材の育成と知見の共有を柱とする日・ASEAN UHCイニシアティブを発表。 ・2017（平成29）年12月、日本政府と世界銀行が共催した第一回「UHCフォーラム2017」が東京で開催。安倍総理大臣（当時）の他、グテーレス国連事務総長、テドロスWHO事務局長、キム世界銀行総裁（当時）が出席したほか、30か国以上の政府高官や国際機関等の代表や専門家が集まり、各国におけるUHC推進に向けた議論が行われた。持続可能な保健システムのための財源確保の必要性等を含む「UHC東京宣言」を採択。 ・2019（令和元）年6月、G20財務大臣・保健大臣合同セッションが開催され、根本厚労大臣(当時)と麻生財務大臣と共に共同議長として出席。根本大臣は、UHC達成に関する保健財政について、日本が国民皆保険を達成し維持してきた経験と、保健当局と財務当局の密接な連携の重要性について言及。「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」を取りまとめた。</p>	<p>・2023（令和5）年5月、G7保健大臣会合コミュニケにおいて「（UHCに関する）財政、知見の管理、人材を含むUHCに関する世界的なハブ機能の重要性」が記載されたことを受け、WHOと世界銀行との連携の下、「UHCナレッジハブ」を設置する方向で検討を進めた。</p>	<p>・UHC2030（当初）：77百万円 （補正）：200百万円</p>	<p>・2024（令和6）年度以降も、引き続き財務省、WHO及び世界銀行と連携し、日本の高齢化における取組みや経験も生かしながら、世界的に先進的な拠点となるように、「UHCナレッジハブ」設置に向けた準備を進める。</p>	<p>・健康対策事業委託費 201百万円の 内数</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>UHC に関する国際会議、G7 や G20 などのフォーラムや、WHO、世界銀行、アジア開発銀行、グローバルファンド、Gavi ワクチンアライアンス、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）、UHC2030 といった国際機関等や二国間支援の取組、これらの有機的な連携を通じて、国、地域、グローバルレベルで、より強靱、公平、持続可能な UHC の達成に向けた取組の効果的かつ確実な実行を促していく。その際、国際的な議論の動向にも適切に対応する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】</p>	<p>・グローバルヘルス戦略のフォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催。</p> <p>・G7 や G20 などの枠組みにおける議論の主導や、グローバルファンド、Gavi、GHIT、UHC2030 など国際機関等への提出・運営や政策の議論への参画を通じ、UHC 達成に向けた取組の実行に貢献。</p> <p>・世界銀行の日本信託基金を活用した「東京UHC共同イニシアティブ」については、2017（平成29）年の立上げ以降、各国レベルおよび世界レベルでの TA・政策分析や知見共有活動を実施。主要な活動として、WHO と協働による、UHC 達成に向けた各国の状況についてのグローバルモニタリングレポートを発行。</p> <p>・アジア開発銀行（ADB）では、ストラテジー2030において「保健」を重点分野の一つに位置付け、アジア・太平洋地域でのUHC達成に向けた我が国との連携の3本柱として、UHCを支える①制度枠組の構築、②人材育成の強化、③インフラの整備を掲げた。我が国は、ADBの日本信託基金への拠出を通じて、この3本柱に基づく技術支援やグラント供与の支援を実施した。</p> <p>・UHCに関する国際会議については、「UHCフォーラム2017」や国連UHCハイレベル会合等への出席を通して、国際的な議論の動向に対して適切に対応してきた。</p>	<p>・グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催。</p> <p>・また、G7議長国として取組等を広報。</p> <p>・G7広島サミットにて、感染症危機対応医薬品等（MCMs）への公平なアクセス確保に関する議論を主導し、「MCMへの公平なアクセスのための広島ビジョン」を発表し、その具体的な取組の一つとして、MCMデリバリーパートナーシップを立ち上げた。日本が主導したMCMデリバリーパートナーシップのワーキンググループは成果文書を作成し、2023（令和5）年末にWHOへ提出した。</p> <p>・各国際機関の理事会や委員会等の場において、UHC達成の議論を主導。特にGaviにおいてはこれまで参画していた理事会及びガバナンス委員会に加え、新たにプログラム政策委員会の委員を日本から輩出し、組織内のより政策・戦略に密接した議論に参加・貢献した。</p> <p>・「東京UHC共同イニシアティブ」の第3フェーズ（2020（令和2）年6月～2024（令和6）年6月）の最終年の活動として、UHCに関するTA・政策分析等を実施。また、2024（令和6）年7月からのフェーズ4の開始に向けて、活動内容を世界銀行側とともに検討・調整。</p> <p>・途上国のUHC達成に向けた取組を支援するため、「UHCナレッジハブ」の2025（令和7）年の日本への設立に向け、WHO及び世界銀行と協議を推進。</p> <p>・グローバル・ファイナンス・ファミリー（GFF）への拠出を通じ、母子保健分野への効果的な資金動員を支援。</p> <p>・ADBに設置する我が国のシングルドナー基金である、「豊かで強靱なアジア太平洋日本基金」（JFPR）を活用し、プライマリーヘルスケアレベルでの非感染症対策支援や健康保険制度の改善支援等のアジア・太平洋地域におけるUHCの推進にかかる支援を実施した。</p> <p>・2023（令和5）年5月、WHO総会において、G7長崎保健大臣会合及びG7財務大臣・保健大臣合同会合の成果を踏まえ、平時にも有事にも資するUHC達成への取組をさらに進めること等を発信した。</p>	<p>—</p> <p>・UHC2030（当初）：77百万円（補正）：200百万円</p> <p>・GFFへの拠出 1,370百万円</p> <p>・JFPRによるUHC案件承認額：10百万ドル</p>	<p>・引き続き、グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催。</p> <p>・引き続き、新型コロナウイルス感染症の教訓も踏まえ、各種のフォーラム（含む新たに立ち上げられた「外交当局間の国際保健安全保障チャネル（FMC）」）においてPPR強化等のための議論・取組に積極的に貢献していく。</p> <p>・「東京UHC共同イニシアティブ」の第4フェーズ（2024年7月～2024年6月）を開始。理事会の議論に貢献するほか、UHCの達成に向けた各国レベル・世界レベルでの活動をドナーとしてサポート。</p> <p>・「UHCナレッジハブ」について、引き続きWHO及び世界銀行との協議を進め、2025（令和7）年の日本への設立を目指す。</p> <p>・引き続き、ADBとの連携により、UHCを推進する。</p>	<p>—</p> <p>・UHC2030（当初）：60百万円</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>内閣官房</p> <p>外務省</p> <p>財務省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構を創設し、UHCの実現等に向けて、WHOや各国CDC等の国際機関・各国公衆衛生当局と連携し、幅広く協力関係を構築する。また、このネットワークを土台に、相手国への医師等の派遣、公衆衛生対応力の向上支援、現地人材の育成などを行う。【厚生労働省】</p>	<p>・国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）が公布された。</p> <p>・国立健康危機管理研究機構（IHHS）創設に向け、国立健康危機管理研究機構準備委員会等で、組織体系の議論を行った。</p>	<p>・2023（令和5）年通常国会において、国立健康危機管理研究機構法が成立。（5月）</p>	<p>—</p>	<p>・2025（令和7）年度以降（IHHSの創設後）対応する。</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>（3）国際機関や官民連携基金等を通じた取組 ① 国際機関及び官民連携基金に対する適切な拠出等を通じた連携強化等</p>						
<p>WHO 任意拠出金、世界銀行、グローバルファンド、Gavi ワクチンアライアンス、CEPI（感染症流行対策イノベーション連合）、世界抗結核薬基金（ストップ結核パートナーシップ）、グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（GARDP）拠出金、GHIT、UHC2030、ユニットエイド、UNFPA、IPPF等の国際機関や官民連携基金等に対する適切な拠出を通じて連携を強化し、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化やより強靱、公平、持続可能なUHCの達成に向けた取組を推進する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】</p>	<p>・グローバルヘルス戦略のフォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催</p> <p>・国際機関や官民連携パートナーシップ等に対する適切な拠出を通じて連携を強化し、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化やより強靱、公平、持続可能なUHCの達成に向けた取組を推進した。</p>	<p>・グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催。また、G7議長国として取組等を広報。</p> <p>・国際機関や官民連携パートナーシップ等に対する適切な拠出を通じて連携を強化し、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化やより強靱、公平、持続可能なUHCの達成に向けた取組を推進するため、WHO 任意拠出金、世界銀行、グローバルファンド、Gavi ワクチンアライアンス、GHIT・UNDP連携事業、UHC2030、ユニットエイド、UNFPA、IPPF等の国際機関や官民連携パートナーシップ等に対して拠出を行った。</p> <p>・途上国のUHC達成に向けた取組を支援するため、「UHCナレッジハブ」の2025（令和7）年の日本への設立に向け、WHO及び世界銀行と協議を推進。</p> <p>・世界銀行の日本信託基金を活用し、ガナ政府によるUHC戦略の実施に対して情報を提供するための分析・助言サービスを提供など、UHC推進に資する支援を実施した。</p>	<p>—</p> <p>・Gaviワクチンアライアンス（COVAX含む）（当初）：685百万円（補正）：22十億円</p> <p>・グローバルファンド（当初）2,038百万円（補正）17十億円</p> <p>・GHIT・UNDP連携事業（当初）：380百万円（補正）：1,570百万円</p> <p>・UHC2030（当初）：77百万円（補正）：200百万円</p> <p>・ユニットエイド（当初）：60百万円（補正）：1,000百万円</p> <p>・UNFPA（当初）：1,240百万円（補正）：3,030百万円</p> <p>・IPPF（当初）：190百万円（補正）：260百万円</p> <p>・WHO（補正）：740百万円</p>	<p>・引き続き、グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催</p> <p>・引き続き、国際機関や官民連携基金等に対する適切な拠出を通じて連携を強化し、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化やより強靱、公平、持続可能なUHCの達成に向けた取組を推進する。</p> <p>・世界銀行の日本信託基金を活用し、UHC推進に資する支援を実施予定。</p> <p>・「UHCナレッジハブ」について、引き続きWHO及び世界銀行との協議を進め、2025（令和7）年の日本への設立を目指す。</p>	<p>—</p> <p>・Gaviワクチンアライアンス（当初）：475百万円</p> <p>・グローバルファンド（当初）：1,500百万円</p> <p>・GHIT・UNDP連携事業（当初）：303百万円</p> <p>・UHC2030（当初）：60百万円</p> <p>・ユニットエイド（当初）：48百万円</p> <p>・UNFPA（当初）：1,810百万円</p> <p>・IPPF（当初）：300百万円</p>	<p>内閣官房</p> <p>外務省</p> <p>財務省</p>
<p>WHO 任意拠出金、世界銀行、グローバルファンド、Gavi ワクチンアライアンス、CEPI（感染症流行対策イノベーション連合）、世界抗結核薬基金（ストップ結核パートナーシップ）、グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（GARDP）拠出金、GHIT、UHC2030、ユニットエイド、UNFPA、IPPF等の国際機関や官民連携基金等に対する適切な拠出を通じて連携を強化し、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化やより強靱、公平、持続可能なUHCの達成に向けた取組を推進する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】</p>	<p>・WHO本部、WHO西太平洋地域事務所（WPRO）、グローバルファンド（GF）、世界抗結核薬基金（ストップ結核パートナーシップ）、Gaviワクチンアライアンス、CEPI、GARDP、GHITに対する拠出を通して、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化やより強靱、公平、持続可能なUHCの達成に向けた取組を推進した。</p>	<p>・WHO本部、WHO西太平洋地域事務所（WPRO）、グローバルファンド（GF）、世界抗結核薬基金（ストップ結核パートナーシップ）、Gaviワクチンアライアンス、CEPI、GARDP、GHITに対する拠出を通して、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化やより強靱、公平、持続可能なUHCの達成に向けた取組を推進した。</p>	<p>WHO拠出金：558百万円の内数 GF拠出金：21十数億円 GDF拠出金：111百万円 Gavi拠出金：2,739百万円 CEPI拠出金：8,220百万円 GARDP拠出金：247百万円 GHIT拠出金：2,740百万円</p>	<p>・WHO本部、WHO西太平洋地域事務所（WPRO）、グローバルファンド（GF）、世界抗結核薬基金（ストップ結核パートナーシップ）、Gaviワクチンアライアンス、CEPI、GARDP、GHITに対する拠出を通して、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化やより強靱、公平、持続可能なUHCの達成に向けた取組を推進していく。</p>	<p>WHO拠出金：291百万円の内数 GF拠出金：1,500百万円 GDF拠出金：105百万円 Gavi拠出金：1,390千円 CEPI拠出金：848百万円 GARDP拠出金：249百万円 CARB-X拠出金：139百万円</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>関係省庁と連携し、他の危機時のファンド（国連 CERF等）との関係の中で、WHO「緊急対応基金」（CFE）や世界銀行「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金」（HEPRTF）、さらに世界銀行が主管する「パンデミック基金」（Pandemic Fund）の役割や戦略も含めた基金運営の在り方について、特にHEPRTFについては最大ドナーとして主導的な立場で、加盟国の議論に積極的に参加する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】</p>	<p>グローバルヘルス戦略のフォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催</p> <p>・パンデミック基金に関して、創設ドナーとして資金貢献を行うとともに、理事会において基金運営に関する議論に貢献。</p> <p>・HEPRTFに、創設ドナーとして資金貢献を行うとともに、理事会において基金運営に関する議論に貢献。</p> <p>・財務省と連携しつつ、「パンデミック基金」（Pandemic Fund）理事会等の会議においてパンデミックのPPR（予防・備え・対応）に関して技術的な議論に参画した。</p> <p>・IMFは、CCRTを通じ、コロナウイルスパンデミックによる経済的危機に直面する適格国31ヶ国に対し、2020（令和2）年4月から22（令和4）年4月の2年間で総額約9億3,000億ドルの債務救済を実施。</p> <p>・日本はCCRTを通じた債務救済を通じ、パンデミックによる経済危機に陥る最貧国・脆弱国を支援するため、総額1億5,000万ドルの資金貢献を行うとともに、CCRTの適切な運営等に関する理事会での議論に貢献。</p>	<p>グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催。また、G7議長国として取組等を広報。</p> <p>・パンデミック基金に関して、理事として理事会の議論に参加し、2023（令和5）年7月の第1回支援案件の採択や、同年12月の第2回目の案件募集の開始等、基金の運営や戦略に関する議論に貢献。</p> <p>・HEPRTFについて、理事会の議論に参加し、追加拠出も実施。UNICEF経由でのガザ地区への人道支援として、ドイツと共に10百万ドルをまたHEPRTFをとおして拠出。</p> <p>・財務省と連携しつつ、「パンデミック基金」（Pandemic Fund）理事会等の会議においてパンデミックのPPR（予防・備え・対応）に関して技術的な議論に参画した。</p>	<p>—</p> <p>・2023（令和5）年5月に、HEPRTF向けに6,500千ドルを拠出。</p> <p>—</p>	<p>・引き続き、グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催</p> <p>・パンデミック基金に関して、引き続き、第2回目の支援案件の採択や基金の戦略策定等に関する理事会における議論に積極的に貢献。</p> <p>・HEPRについて、理事として理事会の議論に参加し、追加貢献も行うことで、継続したコミットを示していく。</p> <p>・引き続き、財務省と連携しつつ、「パンデミック基金」（Pandemic Fund）理事会等の会議においてパンデミックのPPR（予防・備え・対応）に関して技術的な議論に参画する。</p>	<p>内閣官房</p> <p>財務省</p> <p>厚生労働省</p> <p>財務省</p>
<p>国際通貨基金（IMF）は、大規模な公衆衛生上の危機等発生から2年以内に返済期限を迎える当該加盟国のIMFに対する債務の支払に充てるため、「大規模災害抑制・救済基金」（CCRT）を通じて支援適格国に即時に無償資金を提供しており、我が国として、今後とも、IMF理事会等で当該基金を活用した今後の公衆衛生上の危機等に備えるための議論に参加する。【財務省】</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>財務省</p>
<p>② NTDs、結核、マラリア等に対するGHIT等研究支援機関を通じた取組</p> <p>GHIT Fundについて、我が国の製薬産業の優れた研究開発力をいかして、喫緊の課題となっている顧みられない熱帯病（NTDs）、結核、マラリア等の医薬品研究開発を官民連携で促進及び拡大するため、我が国として支援を引き続き推進し、日本の技術をいかした医薬品等の研究開発支援及び供給準備・供給支援に貢献する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・GHIT・UNDP連携事業への拠出を通じて、NTDs等の開発途上国を中心に蔓延する疾病の診断薬・ワクチン・治療薬の研究開発等が促進された。</p> <p>・GHITに対する拠出を通じて、NTDs、結核、マラリア等の医薬品研究開発支援等に貢献した。</p>	<p>・NTDs等の開発途上国を中心に蔓延する疾病の治療薬の研究開発等をさらに促進するため、2023（令和5）年度当初・補正予算において、外務省・厚生労働省合わせて4,690百万円をGHIT Fundに拠出した。</p> <p>・また、効果的な医薬品の研究開発支援及び供給準備・供給支援に向けGHIT Fund及び国連開発計画（UNDP）と協議を進めた。</p> <p>2023（令和5）年12月には、GHIT Fundの投資により開発された住血吸虫症治療薬である小児用プラジカンテルが、欧州医薬品庁（EMA）より肯定的な科学的見解を受領。</p> <p>・官民連携による継続的な支援を通じて、2023（令和5）年度は、13件のプロジェクトに対して約16億円の投資を行った。</p> <p>なお、2024（令和6）年3月時点で日本政府はGHIT Fund・UNDP連携事業に対し、31十億円を拠出している。</p> <p>・引き続き、GHITに対する拠出を通じて、NTDs、結核、マラリア等の医薬品研究開発支援等に貢献した。</p>	<p>・GHIT・UNDP連携事業（当初）：380百万円（補正）：1,570百万円</p> <p>GHIT拠出金：2,740百万円</p>	<p>・日本政府は、2023（令和5）年のG7広島サミットにおいて、GHIT Fundに対し2億ドルの資金貢献を行う方針を発表。</p> <p>・GHIT Fundが支援して開発された住血吸虫症治療薬である小児用プラジカンテルは、2024（令和6）年5月にWHOのPQリストに掲載されており、今後はUNDPと更なる連携を行い、当該薬剤のデリバリーに向けた薬剤供給準備を行う予定。</p> <p>・今後もGHIT・UNDP連携事業を通じて開発途上国を中心に蔓延する疾病の治療薬の研究開発等を促進することにより、開発途上国における保健衛生の向上を目的とした国際貢献を行う。</p> <p>・引き続き、GHITに対する拠出を通じて、NTDs、結核、マラリア等の医薬品研究開発支援等に貢献していく。</p>	<p>・GHIT・UNDP連携事業（当初）303百万円</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>③ NTDs、結核、マラリア等個別の感染症への取組</p> <p>WHOのESPEN（顧みられない熱帯病の征圧のための拡大特別プロジェクト）への拠出を通じて、アフリカ地域における情報共有・交換プラットフォーム、治療拡大、質の高い保健サービス提供能力の構築等を実施し、熱帯病の撲滅を加速させる。【厚生労働省】</p>	<p>・WHOへの拠出を通じて、ESPENによるアフリカ地域におけるNTDsの撲滅に貢献してきている。</p>	<p>・引き続き、ESPENへの拠出を通じて、アフリカ地域におけるNTDsの撲滅に貢献した。</p>	<p>・WHO拠出金：558百万円の内数</p>	<p>・引き続き、WHOへの拠出を通じて、ESPENによるアフリカ地域における顧みられない熱帯病（NTDs）の撲滅に貢献していく。</p>	<p>・WHO拠出金：291百万円の内数</p> <p>厚生労働省</p>
<p>2000（平成12）年の九州・沖縄サミットで我が国が提唱し、2002（平成14）年にエイズ・結核・マラリアの三大感染症対策のための資金支援機関として設立されたグローバルファンドについて、2023（令和5）年から2025（令和7）年までの増資期間（第7次増資期間）で、2024（令和6）年から2026（令和8）年までの期間に開発途上国において三大感染症から2,000万人を救い、同年までに三大感染症による死亡率を2020（令和2）年比64%減少させることが目標とされている。我が国として、これらの期間も引き続き支援を推進し、UHC達成も念頭に、開発途上国における三大感染症の予防・治療・ケアの実現や保健システム強化の促進を遅滞なく進める。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・グローバルファンド設立以後、2022（令和4）年末までに5900万人の命が三大感染症から救われ、死亡率は2002（平成14）年以来55%減少した。外務省は理事及び情報収集や窓口の役割（フォーカルポイント）を務め、グローバルファンドの理事会や委員会を通じてガバナンスや政策の議論に貢献してきた。</p> <p>—</p>	<p>・第7次増資期間(2014（平成26）-2016（平成28）)において日本政府として最大1,080百万ドル拠出することを表明しており、三大感染症対策を推進した。</p> <p>・外務省は、令和5年度に当初・補正合計で約136百万ドルを拠出し、三大感染症対策及び保健システム強化を通じて途上国におけるUHC達成に貢献した。また、外務省は理事及び情報収集や窓口の役割（フォーカルポイント）を務め、グローバルファンドの理事会や委員会を通じてガバナンスや政策の議論に貢献した。</p> <p>—</p>	<p>・グローバルファンド（当初）2,038百万円（補正）17十億円</p> <p>・GF拠出金：21十億円</p>	<p>・グローバルファンドは途上国における三大感染症対策及び強靱で持続可能な保健システムの構築に向けて引き続き支援を行っている。</p> <p>・外務省は、グローバルファンドの理事や委員の立場において、引き続き関係各国等と協力して、保健システム強化、ひいてはUHCの達成に向け、積極的に貢献する。</p> <p>—</p>	<p>・グローバルファンド（当初）：1,500百万円</p> <p>・GF拠出金：1,500百万円</p> <p>厚生労働省</p>
<p>特に結核については、グローバルファンド、ユニットエイド、ストップ結核パートナーシップ等の官民連携基金における既存のプログラムとの連携を進める。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・グローバルファンドの取組によって、結核死者数は2002（平成14）年から2021（令和3）年にかけて16%減少した。外務省は理事及び情報収集や窓口の役割（フォーカルポイント）を務め、グローバルファンドの理事会や委員会を通じてガバナンスや政策の議論に貢献してきた。</p> <p>・グローバルファンド及びSTOP結核パートナーシップへの拠出を通じて、世界の結核対策に貢献している。</p>	<p>・令和5年にグローバルファンドは世界の結核対策の76%に拠出し、6,700千人に結核治療を提供した。</p> <p>・第7次増資期間(2014-2016)において日本政府として最大1,080百万ドル拠出することを表明しており、結核を含む三大感染症対策を推進した。</p> <p>・外務省は、令和5年度に当初・補正合計で約136百万ドルを拠出し、結核を含む三大感染症対策及び保健システム強化を通じて途上国におけるUHC達成に貢献した。また、外務省は理事及び情報収集や窓口の役割（フォーカルポイント）を務め、グローバルファンドの理事会や委員会を通じてガバナンスや政策の議論に貢献した。</p> <p>・引き続き、グローバルファンド及びSTOP結核パートナーシップへの拠出を通じて、世界の結核対策に貢献した。</p>	<p>・グローバルファンド（当初）2,038百万円（補正）17十億円</p> <p>・GF拠出金：21十億円 ・GDF拠出金：111百万円</p>	<p>・グローバルファンドは、引き続き支援対象国の結核対策に貢献し、2030（令和12）年までの結核撲滅を目指している</p> <p>・引き続き、グローバルファンド及びSTOP結核パートナーシップへの拠出を通じて、世界の結核対策に貢献していく。</p>	<p>・グローバルファンド（当初）：1,500百万円</p> <p>・GF拠出金：1,500百万円 ・GDF拠出金：105百万円</p> <p>厚生労働省</p>

<p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が研究管理を行う「医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業」（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）及びアフリカにおける顧みられない熱帯病（NTDs）対策のための国際共同研究プログラム）において、現地ニーズに基づき、NTDs、結核、マラリア、ヒロリ菌感染症等の予防、診断、創薬、治療法の開発等のための国際共同研究を推進する。【外務省、文部科学省】</p>	<p>・SATREPSについては、2015（平成27）年度に国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）から医療・創薬部門を移管されて以降、政府開発援助（ODA）との連携により、開発途上国の研究者とともに感染症分野等の地球規模課題の解決につながる国際共同研究を実施してきた。2015（平成27）年度にJSTからAMEDに移管された課題を含め、令和4年度までに26課題を推進してきた。2021（令和3）年3月には、エボラ出血熱の迅速診断キットが、エボラ出血熱の診断法として国内で初となる医薬品医療機器総合機構（PMDA）による国内製造販売承認を取得した。</p> <p>・NTDsについては、2015（平成27）年度に開始以降、2022（令和4）年度までに5課題を推進してきた。西アフリカ地域におけるブルーリ潰瘍等皮膚感染症対策として、簡易迅速診断技術（LAMP法）を開発するとともに、皮膚創傷の適切な治療方法を動画マニュアルにし、遠隔皮膚診断アプリ「eSkinHealth」が入ったタブレットとともに配布することで、ブルーリ潰瘍だけでなく現地で蔓延するその他多くの皮膚疾患の診断・治療が可能になった。また、2021（令和3）年6月にはWHOグローバル・アジェンダにeSkinHealthがグッドプラクティスとして紹介された。これらを通じて、ブルーリ潰瘍等皮膚疾患の対策に貢献した。</p> <p>・SATREPS、NTDsプログラムが中心となり、日本がアフリカにおいて展開している感染症関連の他の研究事業と連携・議論することによって、本分野の研究に根ざす日アフリカ科学技術イノベーション協力の更なる推進・課題間連携による新たな展開・ネットワークの構築を目指す「アフリカ合同シンポジウム」を2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度に開催した。</p>	<p>・SATREPSについては、<u>継続して新規2課題</u>を採択するとともに、継続課題10件とともに、着実に推進した。インドネシア、マレーシアと共同で実施しているマラリア、赤痢アメーバ症を対象とした創薬研究の課題にて、AMED-FLuXで得られたコメントを踏まえ、研究開発の加速及び充実を推進すべく調整費を獲得し、新規薬剤候補の同定及び作用機序の解明を前倒して実現した。</p> <p>・NTDsについては、1課題について継続して推進している。</p>	<p>・SATREPS 文科省：320百万円（前年度 320百万円） 外務省：JICA運営交付金の内数 ・NTDs 40百万円（前年度 40百万円）</p>	<p>・SDGs実施指針の8分野②「健康・長寿の達成」に向け、途上国の感染症対策や薬剤耐性対策に関する共同研究及び社会実装に向けた取組、アフリカのNTDs対策に関する研究開発及び社会実装に向けた取組を引き続き推進する。</p> <p>・SATREPSにおいては、2024（令和6）年度以降も新規課題を採択し、継続課題とともに着実に推進する。</p> <p>・NTDsについては、継続課題を着実に推進する。</p>	<p>・SATREPS 文科省：320百万円 外務省：JICA運営交付金の内数 ・NTDs 40百万円</p>	<p>外務省、文部科学省</p>
<p>④ 国際的な取組への貢献</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンスの理事や委員を務め、Gaviのガバナンスや政策の議論に貢献。</p> <p>・Gaviに対する拠出を通して、医薬品への公平なアクセス確保のための国際的な枠組みに貢献した。</p>	<p>・G7広島サミットにて、感染症危機対応医薬品等（MCMs）への公平なアクセス確保に関する議論を主導し、「MCMへの公平なアクセスのための広島ビジョン」を発表し、その具体的な取組の一つとしてMCMデリバリーパートナーシップを立ち上げた。日本が主導したMCMデリバリーパートナーシップのワーキンググループは成果文書を作成し、2023（令和5）年末にWHOへ提出した。</p> <p>・Gaviにおいてはこれまで参画していた理事会及びガバナンス委員会に加え、新たにプログラム政策委員会の委員を日本から輩出し、組織内のより政策・戦略に密接した議論に参加・貢献した。</p> <p>・引き続き、Gaviに対する拠出を通して、医薬品への公平なアクセス確保のための国際的な枠組みに貢献した。</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンス（COVAX含む）（当初）：685百万円（補正）：22十億円</p> <p>・Gavi拠出金：2,739百万円</p>	<p>・MCDPでの議論を踏まえ、引き続き、感染症機器対応医薬品等への公平なアクセスのための国際的な枠組みにおける議論を主導していく。</p> <p>・引き続き、Gaviに対する拠出を通して、医薬品への公平なアクセス確保のための国際的な枠組みに貢献していく。</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンス（当初）：475百万円</p> <p>・Gavi拠出金：1,390千円（※令和6年度当初予算額）</p>	<p>外務省 厚生労働省</p>
<p>開発途上国の予防接種率の向上により、子どもたちの命と健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップである Gavi ワクチンアライアンスにおいて、2025（令和7）年までの支援対象疾患の13種類から18種類への拡大、予防接種の公平性促進のための保健システムの強化、予防接種事業の持続可能性の改善、ワクチン及び予防接種関連製品の市場形成という4つの目標が掲げられており、これらの達成に向けて支援を推進し、費用対効果の高い予防接種を安価に供給するための包括的な取組の実施を支援する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、国家の経済力に関わらず、安全性、有効性、品質が保証されているワクチンへの公平なアクセスの確保が重要であることが浮き彫りになったことから、引き続き、ワクチンへの公平なアクセスの確保に向け、ワクチン供給支援等の取組を支援していく。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンスに継続的に拠出しているほか、理事や委員を務め、Gaviのガバナンスや政策の議論に貢献。</p>	<p>・COVAX含むGaviワクチンアライアンスに対し、以下の拠出を行ったほか、Gaviにおいてはこれまで参画していた理事会及びガバナンス委員会に加え、新たにプログラム政策委員会の委員を日本から輩出し、より政策・戦略に密接した議論に参加・貢献した。</p> <p>2023（令和5）年度（当初）：685百万円 2023（令和5）年度（補正）：22十億円</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンス（COVAX含む）（当初）：685百万円（補正）：22十億円</p>	<p>・2025（令和7）年からのGaviの増資に貢献するとともに、引き続き、ガバナンスや政策、戦略の議論に参加し、開発途上国の予防接種率の向上に貢献する。</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンス（当初）：475百万円</p>	<p>外務省</p>
<p>関係省庁と連携し、ユニットエイドの創設した医薬品特許プール（MPP）に対する関与及び途上国への安価な医薬品供給を可能とする枠組みへの積極的な貢献を検討する。同時に、ユニットエイドとMPPを活用した日本企業の国際市場参画を追及する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・Gaviに対する拠出を通して、ワクチン供給支援等の取組を実施した。</p>	<p>・引き続き、Gaviに対する拠出を通して、ワクチン供給支援等の取組を実施した。</p>	<p>Gavi拠出金：2,739百万円</p>	<p>・引き続き、Gaviに対する拠出を通して、医薬品への公平なアクセス確保のための国際的な枠組みに貢献していく。</p>	<p>Gavi拠出金：1,390千円（※令和6年度当初予算額）</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>関係省庁と連携し、ユニットエイドの創設した医薬品特許プール（MPP）に対する関与及び途上国への安価な医薬品供給を可能とする枠組みへの積極的な貢献を検討する。同時に、ユニットエイドとMPPを活用した日本企業の国際市場参画を追及する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>ユニットエイドに継続的に拠出しているほか、理事を務め、ガバナンスや政策の議論に貢献。また、ユニットエイドを通じてMPPにも継続的に資金拠出を実施。</p>	<p>・ユニットエイドに対し以下の拠出を行い、ユニットエイドを通じてMPPにも資金拠出を実施した。</p> <p>令和5年度(当初)：60百万円 令和5年度(補正)：1,000百万円 ・ユニットエイドの理事会に参加し、ガバナンスや政策の議論に貢献した。</p> <p>・COVAX含むGaviワクチンアライアンスに対し、以下の拠出を行ったほか、Gaviにおいてはこれまで参画していた理事会及びガバナンス委員会に加え、新たにプログラム政策委員会の委員を日本から輩出し、より政策・戦略に密接した議論に参加・貢献した。</p> <p>(当初)：685百万円 (補正)：22十億円</p>	<p>・ユニットエイド(当初)：60百万円(補正)：1,000百万円</p>	<p>・引き続きユニットエイドの政策、戦略の議論に参加し、低所得国において高品質な医薬品を手頃な価格で迅速に導入することに貢献する。</p>	<p>・ユニットエイド(当初)：48百万円</p>	<p>外務省</p>
<p>ワクチンを開発した企業が、投資が回収できる見込みが立つような仕組みを作るため、例えば、新たな感染症の発生時における予防接種に向けた国によるワクチンの買上など国内でのワクチン供給が円滑に進むよう検討するとともに、開発に成功したワクチンについて、WHOの事前認証取得を後押しするなどの必要な対応を行う。また、Gavi ワクチンアライアンスなどの国際的な枠組を通じて世界的に供給することや開発途上国の支援ニーズ等に応じた ODA の活用等の検討を行う。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンスに継続的に拠出しているほか、理事や委員を務め、Gaviのガバナンスや政策の議論に貢献。</p> <p>・（WHOの事前認証取得を後押しする）</p>	<p>「WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業」において、ワクチンのWHO緊急使用リスト（WHO Emergency Use Listing）への掲載に係る取組を公募にて1件採択した。</p> <p>・引き続き、Gaviに対する拠出を通して、ワクチン供給に対する支援を実施する。</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンス（COVAX含む）（当初）：685百万円（補正）：22十億円</p>	<p>・引き続き、ガバナンスや政策、戦略の議論に参加し、開発途上国の予防接種率の向上に貢献する。</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンス（当初）：475百万円</p>	<p>外務省</p>
<p>ワクチンを開発した企業が、投資が回収できる見込みが立つような仕組みを作るため、例えば、新たな感染症の発生時における予防接種に向けた国によるワクチンの買上など国内でのワクチン供給が円滑に進むよう検討するとともに、開発に成功したワクチンについて、WHOの事前認証取得を後押しするなどの必要な対応を行う。また、Gavi ワクチンアライアンスなどの国際的な枠組を通じて世界的に供給することや開発途上国の支援ニーズ等に応じた ODA の活用等の検討を行う。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>「WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業」において、国際公共調達を目指す企業に対し、2017（平成29）年度よりその手段の一つであるWHO-PQ等取得に関する支援を実施。Gaviに対する拠出を通して、ワクチンの世界的な供給に対する支援を実施した。</p>	<p>「WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業」において、ワクチンのWHO緊急使用リスト（WHO Emergency Use Listing）への掲載に係る取組を公募にて1件採択した。</p> <p>・引き続き、Gaviに対する拠出を通して、ワクチン供給に対する支援を実施する。</p>	<p>・「WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業」として、交付決定額22百万円に対し、執行額は15百万円（67%） Gavi拠出金：2,739百万円</p>	<p>・引き続き、「WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業」において、R6年度もWHO Prequalification（WHO-PQ）等の取得を目指す企業の取り組みを支援していく。</p> <p>・引き続き、Gaviに対する拠出を通して、医薬品への公平なアクセス確保のための国際的な枠組みに貢献していく。</p>	<p>・「WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業」として、24百万円（予定） Gavi拠出金：1,390千円（※令和6年度当初予算額）</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>ワンヘルスについて WHO、WAOH、FAO等の関係する国際機関による枠組みに沿った取組に貢献する。【厚生労働省、農林水産省】</p>	<p>・JANIS海外展開版システム（ASIARS-Netシステム）の開発および改良 ・AMR ワンヘルス東京会議（Tokyo AMR One Health Conference）の開催（2017（平成29）-2023（令和5）年度 計6回）</p>	<p>・アジア地域にJANIS海外展開版システム（ASIARS-Netシステム）の予備導入を行うための準備・検討を実施し、各国のWHONETまたはExcelのデータを変換しASIARS-Netシステムを活用してレポートを作成するための手順書を、各国と共有した。 ・三輪車プロジェクト関連では、今後この手法の導入を検討しているフィリピン、UAEに対してプロトコルの説明を行うと共に具体的な進め方を協議した。 ・日本が議長国として主催したTokyo AMR One Health Conferenceにおいて、AMR に関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアチブ（ASPIRE）のもとで、前回のConference以降の成果を複数の国に発表して頂くと同時に、次のステップに関する議論を行った。</p>	<p>・薬剤耐性菌発生动向調査事業 91百万円の内数 ・ワンヘルス・アプローチに関する国際会議費 26百万円</p>	<p>・引き続き、ベトナムでJANIS海外版（ASIARS-Net）システムの導入を進める。その過程で、ASIARS-Netのwebセミナーを開催し、その内容を今後再利用できるようにする。またWPROならびにアジア各国と連携し、耐性菌情報を収集する体制基盤を整える。 ・WHOのサポートの下で、WHONETとASIARS-Netを組み合わせた各国の薬剤耐性サーベイランスの発展、および三輪車プロジェクト導入への貢献を続ける他、各国のAMRアウトブレイク対応や対応力強化支援を行っていく。 ・AMR に関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアチブ（ASPIRE）のワーキンググループで、イニシアチブ参加国のうち、WHO GLASSへのデータ提出を開始できている国とそうでない国についてそれぞれ、薬剤耐性の状況の国際比較を可能にするための枠組みを、検討していく。</p>	<p>・薬剤耐性菌発生动向調査事業 106百万円の内数 ・ワンヘルス・アプローチに関する国際会議費 26百万円</p>	<p>厚生労働省</p>
	<p>・国際機関による枠組みに沿ったワンヘルスの取組について、議論を主導しつつ積極的に貢献した。 ・2023（令和5）年9月、東京においてG7 CVOフォーラムを開催し、AMR、鳥インフルエンザ等世界的な課題について議論。 ・2023（令和5）年10月、G7として初めてとなる保健・農業・環境の3トラック合同のワンヘルスに関する専門家会合を開催し、Quadripartiteや世界全体での取り組みを推進するため、G7として貢献することについて確認。 ・任意拠出金を通じて、WAOHが実施する人獣共通感染症を含む越境性動物疾病や薬剤耐性等のワンヘルスに関する活動を支援。</p>	<p>・国際機関による枠組みに沿ったワンヘルスの取組について、議論を主導しつつ積極的に貢献した。 ・2023（令和5）年12月、世界銀行に新たなマルチドナーファンド「HSTRF（Health System Transformation and Resilience MDTF）」を設立。 ・途上国のUHC達成に向けた取組を支援するため、「UHCナレッジハブ」の2025年の日本への設立に向け、WHO及び世界銀行と協議を推進。</p>	<p>・ワンヘルス・アプローチによる動物疾病対策事業 60百万円</p>	<p>・国際的な議論に積極的に参加する。 ・引き続き、国際機関による枠組みに沿ったワンヘルスの取組について、議論を主導しつつ積極的に貢献していく。 ・引き続き、任意拠出金を通じて、WAOHが実施する人獣共通感染症を含む越境性動物疾病や薬剤耐性等のワンヘルスに関する活動を支援。</p>	<p>・ワンヘルス・アプローチによる動物疾病対策事業 55百万円</p>	<p>農林水産省</p>
<p>（4） 二国間協力などの推進・活用 ① 二国間 ODA の活用による保健システム強化への取組 開発途上国が抱える課題は多様であり、各国の経済状況や前提となる保健システムの状況も様々である中で、相手国の自助努力を支援し、自立的発展に向けた協力を行うことも重要であることから、引き続き、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナー（疾患別の取組を行う国際機関を含む。）や民間との連携の可能性にも留意しつつ、迅速かつ柔軟に運用する。【外務省、財務省】</p>	<p>・保健システム強化、UHCの推進のための開発協力について、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナーや民間との連携の可能性にも留意しつつ、協力を実施してきた。</p>	<p>・保健システム強化、UHCの推進のための開発協力について、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナーや民間との連携の可能性にも留意しつつ、協力を実施した。</p>	<p>（集計中）</p>	<p>・今後も、保健システム強化、UHCの推進のための開発協力について、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナーや民間との連携の可能性にも留意しつつ、協力を実施していく。</p>	<p>概ね2023（令和5）年度と同規模の執行となる見込み</p>	<p>外務省</p>
<p>GOARNを通じた専門家を派遣しての直接支援や、「感染症危機管理専門家（DES）養成プログラム」での海外派遣を通じて人材育成を図るとともに、我が国の知見の積極的な発信を行う。【厚生労働省】</p>	<p>・プログラムの修了者について、これまで、国内では厚生労働省、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター、厚生労働省検疫所、感染症指定医療機関やその他の医療機関、国外では世界保健機関等で勤務している。</p>	<p>・2023（令和5）年度は4名を採用し、国内外の感染症の知識、行政能力（マネジメント）及び国際的な対応能力を習得するための研修を実施。</p>	<p>—</p>	<p>・引き続き、感染症の危機管理に対応できる人材の養成を行うことで、人的な国際貢献が可能となる体制を築くとともに、国内での感染症危機管理対応力の強化を図る。</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>日本政府と世界銀行との保健分野における長年の協力の成果を踏まえ、世界銀行の日本信託基金等を通じて、世界銀行による PPR 強化及び UHC に資する活動への支援を推進する。【財務省】</p>	<p>・「東京UHC共同イニシアティブ」「HEPR」を活用した活動を実施。</p>	<p>・「東京UHC共同イニシアティブ」「HEPR」について上述の活動を実施。 ・2023（令和5）年12月、世界銀行に新たなマルチドナーファンド「HSTRF（Health System Transformation and Resilience MDTF）」を設立。 ・途上国のUHC達成に向けた取組を支援するため、「UHCナレッジハブ」の2025年の日本への設立に向け、WHO及び世界銀行と協議を推進。</p>	<p>・「HSTRF」設立時に10百万ドルの資金拠出。</p>	<p>・「東京UHC共同イニシアティブ」については第4フェーズの開始、「HEPR」については理事会等での活動を通じ継続的なコミットを示す。 ・「HSTRF」については2024（令和6）年6月に第1回ドナー会合を実施。各地域戦略を策定中で、今後、具体的なプログラムの対象地域を含めた詳細なワークプランを策定予定。 ・「UHCナレッジハブ」について、引き続きWHO及び世界銀行との協議を進め、2025（令和7）年の日本への設立を目指す。</p>	<p>—</p>	<p>財務省</p>
<p>感染症発生時における支援の必要性に応じ、緊急無償資金協力、緊急援助物資供与、国際機関への資金拠出・物資の供与、専門家の派遣等人的支援を行い、被災国の緊急対応支援、人材育成・医療品供与、保健情報システム構築等を通じて感染症拡大により機能不全に陥った保健システムの回復及びその強靱性を高め、更なる感染症の発生・拡大を防ぐ。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・緊急無償資金協力は、UNICEFやIOM等の国際機関等を通じて、新型インフルエンザ、EVD等の対策支援を実施してきた。 ・JDR法施行（1987（昭和62）年）以降、コレラ、黄熱、EVD（エボラ出血熱）等の事案に対し、緊急援助物資供与を実施した。また、人的支援については、SARS、黄熱、EVD、麻疹の流行に対し、国際緊急援助隊を派遣した。 ・国際感染症の危機発生時に感染症対策チームを迅速に派遣し、事態の軽減に取り組むべく、WHOのスキームであるGOARNでの派遣支援を実施している。また、GOARN参加のための研修の開催をしている。</p>	<p>・緊急無償資金協力、緊急援助物資供与、専門家の派遣等人的支援の対象となる事案はなかった。 ・感染症危機発生時に対応できる人材の養成を行うべく、研修を実施。また、GOARN派遣希望者の派遣支援の実施。</p>	<p>・緊急無償資金協力、緊急援助物資供与、専門家の派遣等人的支援にかかる対象事案はなかったため、予算執行実績はない。</p>	<p>・事業の性質上、事案が発生した際には適切な対応をする。</p>	<p>・緊急援助物資供与、専門家の派遣等人的支援については、JICA国際緊急援助隊事務局の事業費で対応予定。</p>	<p>外務省</p>
<p>② 官民連携による二国間関係の推進等 開発途上国の感染症対策について、国際貢献の更なる推進を図り、日本の医療業界等の新たな市場開拓に資する観点から、開発途上国における感染症を取り巻く保健ニーズ等に関する情報収集を行いつつ、開発途上国に対する治療薬・診断薬・ワクチン及び防護服等の資機材の提供や、資機材の技術的支援を含むデリバリーシステムの在り方、これらの支援に関する現地での関係機関の連携の在り方等について、関係省庁、関係機関・団体等による検討・調整を行い、関係機関によるその円滑な実施を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】 開発途上国における感染症危機時に緊急に開発が必要となった医薬品について、官民が連携し、臨床研究の支援策・供給体制等を迅速に検討の上、その実施を図る。 そのために、平時から海外の感染症関連情報を収集するとともに、予期される感染症に対する医薬品の開発等に係る必要な支援を実施する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>・グローバルヘルス戦略のフォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催 ・ワクチン等の他国への供与において、先方政府との調整業務を行ってきた。 ・Gaviに対する支出を通して、ワクチンの世界的な供給に対する支援を実施した。 ・グローバルヘルス戦略のフォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催 ・CEPIに対する支出を通して、予期される感染症に対する医薬品の開発等に係る必要な支援を実施した。</p>	<p>・グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催。また、G7議長国として取組等を広報。 ・エムボックスの感染状況等を注視し、コロンビアへのワクチンの供与に関して厚労省と情報を共有し連携した。 ・Gaviに対する支出を通して、ワクチンの世界的な供給に対する支援を実施した。 ・グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催。また、G7議長国として取組等を広報。 ・CEPIに対する支出を通して、予期される感染症に対する医薬品の開発等に係る必要な支援を実施した。</p>	<p>・健康対策事業委託費 113百万円の内数 ・Gavi拠出金：2,739百万円 ・CEPI拠出金：8,220百万円</p>	<p>・引き続き、感染症の感染症危機発生時に対応できる人材の養成を行うべく、研修を継続する。</p>	<p>・健康対策事業委託費 201百万円の内数 ・Gavi拠出金：1,390千円（※令和6年度当初予算額） ・CEPI拠出金：848百万円（※令和6年度当初予算額）</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>各種感染症対策に係る我が国が有する予防・診断から治療までの一連の製品・技術等について、官民が連携して検討・調整を行いつつ、パッケージ化し、「日本発」の製品の国際展開を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>・グローバルヘルス戦略のフォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催 ・GHITに対する拠出を通して、顧みられない熱帯病（NTDs）、結核、マラリア等の医薬品研究開発支援等に貢献した。</p>	<p>・グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催。また、G7議長国として取組等を広報。 ・GHITに対する拠出を通して、NTDs、結核、マラリア等の医薬品研究開発支援等に貢献した。</p>	<p>・GHIT拠出金：2,740百万円</p>	<p>・引き続き、グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催 ・GHITに対する拠出を通して、NTDs、結核、マラリア等の医薬品研究開発支援等に貢献していく。</p>	<p>—</p>	<p>内閣官房 厚生労働省</p>

<p>感染症に係る国際機関の取組に対して国内の NGO 等が共同して国民や企業に対して広く行うクラウドファンディング等による援助や企業が発行するワケン債等による支援について、その活性化を促進する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p> <p>③ 技術支援等の推進</p>		<p>国際機関やNGO等の取組について、必要に応じてフォローアップを行うこととしており、引き続き、これに取り組んでいる。</p>		<p>引き続き、国際機関やNGO等の取組について、必要に応じてフォローアップを行う。</p>	<p>内閣官房、外務省、厚生労働省</p>
<p>シャーガス、マラリアなどの治療薬の研究開発を推進している国際機関等と協力し、国際的にニーズの高い感染症に有効な化合物の研究開発を支援する。</p> <p>また、薬剤耐性（AMR）対策において、治療薬の研究開発を推進している国際機関等と連携し、ブースター事業で得られた化合物の共同での開発を支援するとともに、我が国で開発した ASIARS-Netを活用した耐性菌サーベイランスの展開、アジアにおけるワンヘルスサーベイランスの技術支援を推進する。</p> <p>さらに、発展途上国の支援として、感染症拠点ラボの教育・研究事業を推進する。【内閣府（健）、外務省、厚生労働省】</p>	<p>・GARDPIに対する支出を通して、AMRIに対する治療方法・治療薬の開発の支援を実施し、AMR対策の推進に寄与した。</p> <p>・JANIS海外展開版システム（ASIARS-Netシステム）の開発および改良の実施。</p> <p>・AMR ワンヘルス東京会議（Tokyo AMR One Health Conference）の開催。（2017（平成29）-2023（令和5）年度 計6回）</p>	<p>・GARDPIに対する支出を通して、AMRIに対する治療方法・治療薬の開発の支援を実施し、AMR対策の推進に寄与した。</p> <p>・アジア地域にJANIS海外展開版システム（ASIARS-Netシステム）の準備導入を行うための準備・検討を実施し、各国のWHONETまたはExcelのデータを変換しASIARS-Netシステムを活用してレポートを作成するための手順書を、各国と共有した。</p> <p>・三輪車プロジェクト関連では、今後この手法の導入を検討しているフィリピン、UAEに対してプロトコルの説明を行うと共に具体的な進め方を協議した。</p> <p>・日本が議長国として主催したTokyo AMR One Health Conferenceにおいて、AMR に関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアチブ（ASPIRE）のもとで、前回のConference以降の成果を複数の国に発表して頂くと同時に、次のステップに関する議論を行った。</p> <p>・台湾からAMR専門家を招き、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター、厚生労働省の担当者を変えた意見交換を行った。</p> <p>・SATREPSにおいてモンゴルにゲノム解析システムとそれに基づく網羅的結核菌薬剤耐性推定システムを導入している。また日米医学のフレームワークを通じてフィリピンの薬剤耐性結核検査の改善を行った。</p> <p>・簡易結核感染診断について、モンゴル国立感染症研究センターと共同で調査研究を実施した。</p>	<p>・GARDPI拠出金：247百万円</p> <p>・薬剤耐性菌発生動向調査事業 91百万円の内数</p> <p>・ワンヘルス・アプローチに関する国際会議費 26百万円</p>	<p>・GARDPIに対する拠出を通して、AMRIに対する治療方法・治療薬の開発の支援を実施し、AMR対策の推進に寄与した。</p> <p>・引き続き、ベトナムでJANIS海外版（ASIARS-Net）システムの導入を進める。その過程で、ASIARS-Netのwebセミナーを開催し、その内容を今後再利用できるようにする。またWPROならびにアジア各国と連携し、耐性菌情報を収集する体制基盤を整える。</p> <p>・WPROならびにアジア各国と連携し、耐性菌情報を収集する体制基盤を整える。</p> <p>・AMR に関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアチブ（ASPIRE）のワーキンググループで、イニシアチブ参加国のうち、WHO GLASSへのデータ提出を開始できている国とそうでない国についてそれぞれ、薬剤耐性の状況の国際比較を可能にするための枠組みを、検討していく。</p> <p>・モンゴル及びフィリピンでの活動を継続する。</p>	<p>・GARDPI拠出金：249百万円</p> <p>・CARB-X拠出金：139百万円</p> <p>・薬剤耐性菌発生動向調査事業 91百万円の内数</p> <p>・ワンヘルス・アプローチに関する国際会議費 26百万円</p> <p>厚生労働省</p>
<p>我が国で開発された感染症治療薬等の円滑な供給を目指し、グローバルヘルス戦略等に基づき、日米欧の規制当局が参加する医薬品規制調和国际会議（ICH）で医薬品の規制調和のためのガイドラインを、技術の進捗に応じ、策定や改訂を行うとともに、PMDA40アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおける研修・セミナーの開催等を通じて、諸外国への普及を図る。【厚生労働省】</p>	<p>・厚生労働省・PMDAはICHの創設国当局として、すべてのICHガイドラインの作業部会に専門家を派遣し、国際的なガイドライン策定に貢献している。これまでに70以上のガイドラインが策定されている。アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて100回を超えるセミナーを開催している。</p>	<p>・4つのICHガイドラインが最終化に至った。</p> <p>・分野別セミナーを9回、国別セミナーを11回開催した。</p>	<p>・アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター事業：221(百万円)の内数</p>	<p>・引き続き、ICHの創設国当局として、すべてのICHガイドラインの作業部会に専門家を派遣し、ガイドライン策定に貢献する。</p> <p>アジア規制当局者に対する薬事規制制度に関するセミナー・研修を積極的に実施する。</p>	<p>・アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター事業：231（百万円）の内数</p> <p>厚生労働省</p>
<p>PMDA アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、アジア規制当局のニーズ等に応じた研修・セミナーの開催や、PMDA ウェブサイトにおける英語での情報発信を通じ、我が国の知見及び我が国で開発された感染症治療薬の副作用安全性情報を積極的に情報提供し、アジア各国における感染症治療薬の適正な使用を支援する。【厚生労働省】</p>	<p>・アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、アジア規制当局担当者に対する薬事規制制度に関するセミナー・研修を積極的に実施している。</p> <p>・PMDAウェブサイトでは、添付文書の使用上の注意の改訂指示通知等の安全性情報について、英語で情報発信している。</p>	<p>・2016（平成28）年度～2023（令和5）年度に合計で105回のセミナーを開始し、のべ69の国/地域及びWHOからのべ3,155人（うちアジア諸国から2,736人）の規制当局担当者が参加した。</p> <p>・2023（令和5）年度は、感染症治療薬に関して6件の使用上の注意の改訂指示通知を発出し、また、医薬品・医療機器等安全性情報に記事を1件掲載し、いずれも英語で情報発信を行った。</p>	<p>・アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター事業：221(百万円)の内数</p>	<p>・取組を更に進めるため、タイ・バンコクに開設したPMDAアジア事務所を活用し、現地ニーズの直接把握を通じた現地セミナー・トレーニング内容の充実を図る。</p> <p>・引き続き、使用上の注意の改訂指示通知等について、PMDA ウェブサイトにて英語で情報発信を行う。</p>	<p>・アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター事業：231（百万円）の内数</p> <p>厚生労働省</p>
<p>2. 感染症対応人材の充実、人的支援による国際貢献等</p>					
<p>施策・取組</p>	<p>2022（令和4）年度以前の主な実績</p>	<p>2023（令和5）年度の取組</p>	<p>2023（令和5）年度の予算執行状況</p>	<p>2024（令和6）年度以降の目標</p>	<p>2024（令和6）年度執行予定</p> <p>担当府省庁</p>
<p>（1）感染症等対応人材の育成・キャリアパス支援 ① 感染症等対応人材の育成のための研修の推進</p>					
<p>国際緊急援助隊・感染症対策チーム及び厚生労働省等において、国際保健人材の育成・派遣体制の整備に向け、派遣要員登録者に対し、疫学、検査・診断、臨床・感染制御、公衆衛生、ロジスティクス、マネジメント及び国際保健政策等の各分野に関する横断的かつ効果的な研修を提供するため、関係機関（国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）、国立感染症研究所、JICA等）が研修を計画的に実施し、登録者の一層の増加を目指すとともに、大学における感染症に関する人材育成を推進する。【内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>・国際緊急援助隊・感染症対策チームは、当初、200名の登録を目標とし、FETP、IDES対象者に国際緊急援助隊の概要を説明したほか、関連学会にブース展示を行い、事業の周知、チーム登録への勧誘を行った。その結果、登録者目標は2018（平成30）年9月までに達成し、現在は281名（2024（令和6）年4月1日時点）が登録をされている。また、チーム登録者に対し、各登録分野（疫学、検査・診断、診療・感染制御、公衆衛生、ロジスティクス）に関する横断的かつ効果的な研修を提供するため、作業部会に研修担当者を決めて研修を計画、実施してきた。</p> <p>・新興・再興感染症研究基盤創生事業において、国内の大学が整備した海外研究拠点の基盤強化・充実を推進し、感染症に関する人材育成に貢献した。</p>	<p>・感染研FETP（実地疫学専門家養成プログラム）初期導入コースにおいて国際緊急援助隊・感染症対策チームの活動を紹介し、登録勲奨を行った。</p> <p>・導入研修受講済の登録隊員に対するリフレッシュ研修の開催を検討した。</p>	<p>—</p>	<p>・FETPやIDES等の人材育成事業と連携し、隊員登録を勧奨する。</p> <p>・導入研修受講済の登録隊員に対し、リフレッシュ研修を実施する。</p>	<p>—</p> <p>外務省</p>
<p>国際緊急援助隊・感染症対策チーム及び厚生労働省等において、国際保健人材の育成・派遣体制の整備に向け、派遣要員登録者に対し、疫学、検査・診断、臨床・感染制御、公衆衛生、ロジスティクス、マネジメント及び国際保健政策等の各分野に関する横断的かつ効果的な研修を提供するため、関係機関（国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）、国立感染症研究所、JICA等）が研修を計画的に実施し、登録者の一層の増加を目指すとともに、大学における感染症に関する人材育成を推進する。【内閣官房、外務省、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>・新興・再興感染症研究基盤創生事業において、国内の大学が整備した海外研究拠点の基盤強化・充実を推進し、感染症に関する人材育成に貢献した。</p>	<p>・人材育成における研究フィールドや研修の提供等の体制整備のため、関係機関（国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）、国立感染症研究所、JICA等）の体制等を構築した。</p> <p>・新興・再興感染症研究基盤創生事業において、海外研究拠点で実施している現地派遣や留学生の受け入れなどの人材交流を拡充し、国内外の研究機関等と連携し、国内疫学研究者等の人材育成に貢献する新たな取組の検討を開始した。</p>	<p>・新興・再興感染症研究基盤創生事業 2,751百万円（前年度 新興・再興感染症研究基盤創生事業 2,871百万円）</p>	<p>・国内の大学が整備した海外研究拠点において、若手研究者も含めた共同研究を積極的に実施する。</p>	<p>・新興・再興感染症研究基盤創生事業 233百万円</p> <p>文部科学省</p>
<p>厚生労働省委託事業において、感染症に関するインテリジェンス情報集約体制強化のため、専門人材育成研修、海外情報収集等のための派遣人材の管理等を実施している。</p>	<p>・厚生労働省委託事業において、感染症に関するインテリジェンス情報集約体制強化のため、専門人材育成研修、海外情報収集等のための派遣人材の管理等を実施した。</p>	<p>・健康対策事業委託費 113百万円の内数</p>	<p>・健康対策事業委託費 113百万円の内数</p>	<p>・引き続き、感染症危機管理能力の抜本的強化のため、新機構の中核的機能となる感染症危機管理の専門人材の育成、感染症に関するインテリジェンス機能の強化をしていく。また、感染症情報の集約・分析・提供を行う「感染症インテリジェンスハブ」を設置する。</p>	<p>・健康対策事業委託費 201百万円の内数</p> <p>厚生労働省</p>

<p>その研修や大学における人材育成の一環として、国立感染症研究所の実地疫学専門家養成コース(FETP-J)による海外派遣の実施や AMED が研究管理を行う「新興・再興感染症研究基盤創生事業」の海外研究開発拠点の活用等により、海外における実務研修や研究を行う。また、厚生労働省の「感染症危機管理専門家 (IDES 養成プログラム)により、毎年約5名程度を目安に感染症に関する臨床・疫学的知識、公衆衛生対応能力、国際調整能力等、総合的な知識・能力を持った感染症危機管理の専門家を継続的に育成する。【文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>・国立感染症研究所では、実地疫学専門家養成コース (FETP) にて25年余に渡り、迅速対応が必要な健康危機事象に対峙する実地疫学専門家を養成し、近年はオンライン化促進や国内研修拠点等を通して飛躍的に質・量を増大させた。国内のみならず、160か国以上に広がる世界のFETPネットワークの一翼を担ってきた。</p> <p>・新興・再興感染症研究基盤創生事業において海外研究拠点の基盤強化・充実を推進し、感染症に関する人材育成に貢献した。</p>	<p>・国立感染症研究所としての対応において、<u>実地疫学研究センター／FETPは、G7サミット等の各種マスコギャザリングイベントや能登半島地震等において特に自治体との連携や支援を担った。</u></p> <p>・<u>海外JICAプロジェクトでは、インドネシアFETPと共同しての強化対象のサーベイランスシステム評価を成功させた。</u></p> <p>・<u>G7専門機関としての感染症情報収集ネットワークに積極的に参加している。</u></p> <p>・日本のFETP代表者はインド太平洋地域のFETPネットワーク運営委員会代表を務める。</p> <p>・FETP-Jの令和5年度の海外派遣実績は7名。</p> <p>・IDES養成プログラムにより年間5名程度を育成。</p> <p>・人材育成における研究フィールドや研修の提供等の体制整備のため、関係機関 (国立研究開発法人国立国際医療研究センター (NCGM)、国立感染症研究所、JICA 等) の体制等を構築した。</p> <p>・新興・再興感染症研究基盤創生事業において、海外研究拠点で実施している現地派遣や留学生の受け入れなどの人材交流を拡充し、国内外の研究機関等と連携し、国内疫学研究者等の人材育成に貢献する新たな取組の検討を開始した。</p>	<p>—</p>	<p>・国際的な視点まで含めた人材育成としては、これまでのネットワーク、トレーニングに加えて、迅速対応 (Rapid response) が可能な能力を組織として育成。特に、FETPの世界的なネットワークを通じた新興感染症対策の枠組みの中での役割を担える取り組みの実施。</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>国境を跨いだエボラ出血熱、中東呼吸器症候群 (MERS) 等の感染拡大、新型コロナウイルス感染症のパンデミック発生等に見られる国内への重大な輸入感染症侵入リスクの増大を踏まえ、国立感染症研究所においては、より強固で戦略的かつ柔軟な国内外の監視・対応に資する体制を構築する。国立感染症研究所は、自治体や国の様々な機関で疫学調査や公衆衛生対応に貢献する基盤となる人材を育成する役割という側面もあることから、それら「基盤的人材育成」の能力を一層強化する。</p> <p>早期探知・対応の観点からは、国内外の感染症や病原体の特徴に基づいたインテリジェンス情報の収集能力、疫学的評価、危機管理上の効果的な公衆衛生対応に直結し得る実地疫学研修や事例のリスク評価の訓練を強化する。不明病原体による事例発生が疑われる等の多様な場面においても対応可能な、原則的な感染管理技術の習得を継続的に訓練する。【厚生労働省】</p>	<p>・国立感染症研究所においては、感染症危機管理研究センターが中心となり、所内各部・センターの協力を得て、東京オリンピック・パラリンピックやSARS-CoV2オミクロン等の国内外の感染症危機管理対応のため、EOC (緊急時対応センター) を稼働させ、国内外の感染症情報を集約するとともに、平時においても、感染症危機管理研究センター第二室を中心に、感染症リスク情報の迅速な分析及び国際機関や海外政府を含む国内外の関係機関との情報共有などの必要な対応を行ってきた。</p> <p>・感染症サーベイランス実務を担当するサーベイランスオフィサーの育成のための研修を実施してきた。</p> <p>・国立感染症研究所実地疫学研究センターは他の部・センターと共同し、マスコギャザリング等上記イベントでの現場対応を担った。事例対応としては、FETPを中心にCOVID-19では220例以上の困難事例対応を修了者プールも動員して行い、一定頻度のAMR事例対応はAMRセンターと連携した継続対応が行なわれてきた、インテリジェンス対応として平時からは年間1,000-1,500件の国内外の懸念事象を検出・分析・評価し、厚生労働省等に対して情報提供を行ってきた。G7+Mexicoが主導するGlobal Health Security Initiative (GHSI)を通した国際的な共同インテリジェンス活動に貢献してきた。</p>	<p>・国立感染症研究所においては、令和5年度は、G7広島サミット、令和6年能登半島地震、麻しんの広域発生に関する感染症危機管理対応のため、EOCを稼働させ、感染症情報の共有、迅速な分析及び関係機関との情報共有などの必要な対応を行った。また、感染症危機管理研究センター第二室を中心に、平時における感染症リスク情報の迅速な分析及び国際機関や海外政府を含む国内外の関係機関との情報共有を必要な対応を行った。</p> <p>・感染症サーベイランス実務を担当するサーベイランスオフィサーの育成のための研修を実施した。</p> <p>・上述の国立感染症研究所の対応において、<u>実地疫学研究センターは自治体との連携や支援を行ううえでハブ的・中心的な役割を担い、特に能登半島地震の際には多くの支援団体によりそれぞれ行われていたサーベイランス活動から得られた所見を一元化し、現場 (自治体、避難所等) に還元することで貢献した。</u>GHSIを通した国際的な共同インテリジェンス活動に貢献してきた。</p>	<p>・新興感染症対応のための実践的な平時体制の強化 400百万円の内数</p>	<p>・今後もEOC及びびにおいて大規模イベント及び健康危機発生時における感染症に係る情報集約・分析・情報提供等を継続的に実施。</p> <p>・実地疫学研究センターと連携したサーベイランスオフィサーの養成と講習会の実施。</p> <p>・従来通りに感染症を中心とする国内健康危機事象へのOJTによる疫学調査・公衆衛生対応並びにリスク評価を軸に基盤的人材育成を多層的・多面的に展開し国内需要に対応しつつ、海外危機事象にも対応しうる高い能力を育成し、一部の実地疫学専門家にも調整能力、専門能力を持って対応しうる人材の育成の実施。</p>	<p>・新興感染症対応のための実践的な平時体制の強化 380百万円の内数</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>② 国際保健人材のキャリアパス支援</p> <p>FETP-Jについては、新興感染症等への効果的な対応、そしてAMRワンヘルス東京会議で唱えられているアジア太平洋地域の対応強化支援の一環として薬剤耐性菌感染症アウトブレイク等の危機時に効果的な対応ができるよう、研修内容の高度化・多様化・オンライン化に関する研究を行い、情報収集・分析能力、応用力、情報発信力により優れた実地疫学専門家を育成する。2027 (令和9) 年には、受講修了者 157 名を目指す。また、研修修了後一定年数が経過した修了者に対するリフレッシュ研修の在り方についても検討を行う。【厚生労働省】</p>	<p>・国立感染症研究所では、実地疫学専門家養成コース (FETP) にて25年余に渡り、迅速対応が必要な健康危機事象に対峙しうる実地疫学専門家を養成し、国内のみならず、160か国以上に広がる世界のFETPネットワークの一翼を担ってきた。</p>	<p>・オンライン化促進や国内研修拠点 (沖縄、大阪) の設置、1 + 1 研修※の実施を通して飛躍的に研修員の質・量を増大させた (令和5年度末の修了者110人)。</p> <p>※国立感染症研究所実地疫学研究センターで研修を受ける者のうち、2年目 (あるいは1年目) を所属元自治体等で受けるように組み込んだもの</p> <p>・1年目、2年目を合わせて令和5年度は27名、令和6年度は30名が在籍し実務研修に勤しんでいる。<u>初めてのリフレッシュ研修を実施した。</u></p>	<p>・感染症危機管理人材養成事業費：7百万円の内数</p> <p>・新興感染症対応のための実践的な平時体制の強化：400百万円の内数</p>	<p>・OJT並びにリスク評価を軸に基盤的人材育成を多層的・多面的に展開し国内需要に対応。特に平時のインテリジェンス活動や危機時の事例対応に柔軟迅速に対応出来る人材を養成する。</p> <p>海外危機事象にも対応しうる高い能力を育成し、一部の実地疫学専門家は研究者 (実地疫学者) ・指導者としての側面も強化する。</p>	<p>・感染症危機管理人材養成事業費：9千百万円の内数</p> <p>・新興感染症対応のための実践的な平時体制の強化：380百万円の内数</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>国際機関等での活躍を期待できる、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材 (政策・技術人材) について、キャリアパスを支援する観点から、厚生労働省等において、外務省や文部科学省などの関係省庁の協力も得て、派遣先となり得る国際機関や、国内の関係機関のポスト、求められる能力等の情報収集・提供、現状分析を継続的に行うとともに、それらの情報等を活用することにより、当該人材と国内関係機関とのマッチングを図る。【外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】</p>	<p>・グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、人材の派遣に向けて、国際機関等からの情報収集や分析を行い、センターの人材戦略および活動計画の策定に役立て、国際保健人材の国際機関等への送り出しを行った。</p> <p>・任意拠出金事業の一環として、WAOH (本部：パリ、アジア・太平洋地域代表事務所：東京) 及びFAO (本部：ローマ) に職員を派遣し、国際基準の策定や人獣共通感染症を含む越境性動物疾病等への対応を経験させ、人材育成を行った。また、派遣者から継続的にポスト等に係る情報を収集し、次期派遣者の検討に活用した。</p>	<p>・主要な保健関連国際機関 (世界保健機関 (WHO)、国連人口基金 (UNFPA)、国連児童基金 (UNICEF)、国連エイズ合同計画 (UNAIDS)、世界銀行 (WB)、Gaviワクチンアライアンス (Gavi)、グローバルファンド (GF) から邦人職員に関する情報収集や分析を行い、センターの人材戦略および活動計画の策定に役立て、国際保健人材の国際機関等への送り出しを行った。</p> <p>・任意拠出金事業の一環として、WAOH本部に1名、WAOHアジア太平洋地域代表事務所に1名を新規派遣するとともに、FAOに1名を継続派遣した。</p> <p>また、2023 (令和5) 年度よりWAOHがJPO派遣制度による派遣先国際機関として認定され、最初の派遣者として農水省職員が選出された。</p>	<p>・衛生関係指導者養成等委託費：35百万円</p> <p>・包括的SPS関連対策事業 (うち国際獣疫事務局 (WAOH) 専門家派遣) 21百万円</p> <p>・包括的SPS関連対策事業 (うち動物衛生分野) 56百万円</p> <p>・越境性動物疾病対策国際活動強化事業 29百万円</p>	<p>・グローバルヘルス人材戦略センターにおいて、引き続き国際機関等の情報収集や分析を戦略的に実施し、国際保健政策人材の国際機関等への送り出しを促進する。</p> <p>・引き続き、WAOH及びFAOに職員を派遣し、感染症を含む幅広い分野の国際保健人材 (政策・技術人材) の育成に努める。</p>	<p>・衛生関係指導者養成等委託費：35百万円</p> <p>・包括的SPS関連対策事業 (うち国際獣疫事務局 (WAOH) 専門家派遣) 22百万円</p> <p>・包括的SPS関連対策事業 (うち動物衛生分野) 50百万円</p> <p>・越境性動物疾病対策国際活動強化事業 26百万円</p>	<p>厚生労働省</p> <p>農林水産省</p>
<p>人的な国際貢献が可能となる体制を築くとともに、国内での感染症危機管理対応力の強化を図るため、IDES 養成プログラムにおいて、感染症に関する臨床・疫学的知識、公衆衛生対応能力、国際調整能力等を有する感染症危機管理の専門家の育成を継続する。【厚生労働省】</p>	<p>・プログラムの修了者について、これまで、国内では厚生労働省、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター、厚生労働省検疫所、感染症指定医療機関やその他の医療機関、国外では世界保健機関等で勤務している。</p>	<p>・2023 (令和5) 年度は4名を採用し、国内外の感染症の知識、行政能力 (マネジメント) 及び国際的な対応能力を習得するための研修を実施。</p>	<p>—</p>	<p>・引き続き感染症の危機管理に対応できる人材の養成を行うことで、人的な国際貢献が可能となる体制を築くとともに、国内での感染症危機管理対応力の強化を図る。</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>2017 (平成29) 年9月国立研究開発法人国立国際医療研究センターに設立されたグローバルヘルス人材戦略センターでは、センターの人材登録・検索システム登録者に対して、希望条件に応じた国際保健分野の空席情報を提供し、希望者に進路相談、書類添削、試験対策等の個別支援を行っている。今後も、国際機関に感染症関連ポストが生じた場合、その情報提供等の就職支援を実施していく。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・グローバルヘルス人材戦略センターの人材登録検索システムに2023年3月時点で815人が登録しており、これら登録者と26の国際機関、国内機関、専門委員会委員の関連ポストをマッチングし、毎週マッチングメールを送っている。これら国際保健人材の支援のために、キャリア・セミナーや受験対策ワークショップを行った。加えて、希望者に対しては、進路相談、履歴書添削、面接指導等の個別支援を行った。</p>	<p>・人材登録・検索システム登録者 (882人、2024 (令和6) 年3月現在) に対して希望条件に沿ったポストのマッチングメールを毎週送るとともに、キャリア・セミナーや受験対策ワークショップを合計15回実施し、希望者に対しては、進路相談、履歴書添削、面接指導等の個別支援を105回行った。</p> <p>・それにより、就職活動を支援した23名が国連移住機関 (IOM)、世界保健機関 (WHO)、国連人口基金 (UNFPA)、国連児童基金 (UNICEF)、大阪大学に職員、国連ボランティア、コンサルタントとして採用され、WHO、グローバルファンド (GF) に専門家委員会委員として採用された。</p>	<p>・衛生関係指導者養成等委託費：35百万円</p>	<p>・引き続き、情報提供、キャリア・セミナーの実施、希望者に対する個別支援等を通じて、国際保健人材の就職支援を行っていく。</p>	<p>・衛生関係指導者養成等委託費：35百万円</p>	<p>厚生労働省</p>

(2) 国際緊急援助隊・感染症対策チームの取組等の推進						
① 派遣体制の整備						
<p>国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣体制の一層の整備及び効果的な派遣に向けて、感染症対策チーム支援委員会及び作業部会並びに課題検討会において派遣の在り方、留意事項、中期的な課題、及びチームの活動・運用等の検討を行い、その改善策の実施に努める。【外務省、厚生労働省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際緊急援助隊・感染症対策チーム支援委員会は、チーム発足に先駆けた準備会合（2015（平成27）年8月）の開催以来、計12回開催してきた。 作業部会についても全体会合を計4回開催したほか、近年は班長会議を中心にチームの活動方針や研修体系等について、検討を行っている。 課題検討会（2019（平成31）年1月設置）においてはこれまで、派遣のあり方等について、9回にわたって検討を行ってきた。 GOARNから発出される感染症関連情報（RFA）について、登録隊員への迅速な共有を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援委員会と作業部会全体会合を各1回開催した。作業部会を構成する機能班班長会議を3回開催した。 課題検討会を1回開催した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 支援委員会を年度末に1回、課題検討会は、第3四半期に1回、開催を予定している。 作業部会班長会議を、5回の開催をし、リフレッシュ研修の準備、実施結果を踏まえた研修計画、想定される活動等について検討予定。 	—	外務省
② 国際緊急援助隊・感染症対策チームの活動支援						
<p>国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣体制の整備に向けて、JICAによる導入研修等において、感染症のケーススタディ等を実施するとともに、チームが派遣される際の携行資機材の導入、保管、維持・管理、見直しを継続的に行う。</p> <p>また、同チームの適切かつ安全な活動を確保するため、WHOの持つ専門性やネットワークを十分活用し、最新の感染症に関する情報収集・共有・意見交換を行う。【外務省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際緊急援助隊・感染症対策チーム設立（2015（平成27）年10月）以降、JICA国際緊急援助隊事務局において、計6回の導入研修を実施してきた。 チーム派遣に備え、チームで使用するPPEの仕様と着脱方法の標準化、携行する検査機器と管理維持、保管方法について検討を行った。 検査機器については、コンゴ民主共和国への複数回の派遣を踏まえ、チームとして特定の機材を持たず、被災国が事案に対して実施する検査方法を確認の上、必要な機器や検査消耗品を携行することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 導入研修は、研修実施に望ましい人数に新規登録者数が満たなかったため、開催を見送った。 WHO EMTイニシアチブによるMinimum Standards and Recommendations for Medical Teams Responding to Highly Infectious Disease Outbreaksの作成に登録隊員が貢献した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> チーム既登録者のモチベーションを維持するため、登録者に対するリフレッシュ研修を対面で実施する。 Global Health Emergency CorpsのRapid Response CapacitiesにかかるTWGに登録隊員が参加する。 	—	外務省
<p>国際緊急援助隊・感染症対策チームが国際緊急援助活動を行うにあたり、民間アセットでは対応が困難であり、他の代替手段によることができない場合は、外務省と防衛省が協議し、当該活動を支援するため、厚生労働省、外務省等関係省庁と連携して、必要な人員又は資機材その他の物資の海外の地域への自衛隊による輸送を実施する。【内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際緊急援助隊・感染症対策チームが実施した国際緊急援助活動に対する自衛隊による輸送実績はない。 外務省との情報交換を適宜実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣を検討する事案が生じた際には、自衛隊による必要な人員、資機材、その他の物資等の輸送を視野に入れて検討した。 外務省との情報交換を適宜実施した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣を検討する事案が生じた際には、自衛隊による必要な人員、資機材、その他の物資等の輸送を視野に入れて検討をする。 引き続き、外務省との情報交換を行い、必要時の対応に備える。 防衛省・自衛隊としては、外務省からの依頼に基づき、速やかに部隊を派遣できるよう、陸・海・空各自衛隊の所要の部隊、アセット等を指定して待機の態勢をとる。 	—	外務省 厚生労働省 防衛省
<p>国際緊急援助隊・感染症対策チームへの参加隊員が活動中に感染症に罹患した場合に、同人の健康被害を最小化し、その生命の安全を確保するために、我が国を含む安全な場所への搬送等のサービスを提供する民間企業との間での契約の締結を継続する。【外務省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2016（平成28）年9月より、民間の保険会社と契約をし、国際緊急援助隊・感染症対策チームへの参加隊員が活動中に感染症に罹患した場合に、我が国を含む安全な場所への搬送を可能としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣される隊員の安全確保を行うため、民間の保険会社との契約を継続中（現契約は2026（令和8）年3月まで）。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 民間の保険会社との契約を継続し、派遣される隊員の安全確保を行う予定。 	—	外務省
(3) WHO等国際機関との連携						
<p>感染症危機の発生時に迅速な対応を行えるよう、WHOを通じた情報収集・共有等を行うほか、WHOにおける感染症対策事業への支援の推進を通じて、GOARN等への枠組みへの適時適切な人材の派遣が行えるようWHOとの連携を図る。【厚生労働省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> WHO拠出金を通じて、感染症対策事業を支援してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> WHO拠出金を通じて、感染症対策事業を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> WHO拠出金：558百万円の内数 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、WHOにおける感染症対策事業に協力していく。 	<ul style="list-style-type: none"> WHO拠出金：291百万円の内数 	厚生労働省
(4) 自衛隊における感染症対応能力向上のための体制の整備						
<p>防衛医科大学校において、国家の緊急事態にも対応し得る感染症対応の専門的知見を有する優れた自衛隊医官・看護官を養成するため、感染症診療体制の強化を通じて多様な症例を確保し、教育研修の充実を図るほか、高度な感染症防護研究や国内外で感染症事案が発生した際の自衛隊防護、診断、治療等の主導的な役割を担う医官の養成及び自衛隊との連携強化を図る事業の推進を検討する。【防衛省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医学科、看護学科、医学研究科の学生及び専門研修医に対して、感染症に関する講義等を実施した。 防衛医科大学校病院において、新型インフルエンザ、一類感染症などに機動的に対応できるよう対処訓練を実施した。 防衛医科大学校病院では各種感染症の診療を行っており、特に新型コロナウイルス感染症においては、発生初期には適切な感染防護を行いながら診療の中核を担った。更に得られた知見については各自衛隊病院等との会議で共有するほか、国内外に対し研究報告を行った。 感染症に係る症例の確保、研究の推進のため、診療及び研究体制の強化を実施した。 自衛隊の任務遂行における感染症予防などの研究を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 医学科では、第2学年88名の学生に対し、年間118時間の教育を、第3学年74名の学生に対し年間70時間の教育を、第4学年82名の学生に対し年間24時間の教育を実施した。また、看護学科では第2学年113名の学生に対し、年間15時間の教育を実施した。 老朽化が著しかった次世代シーケンサー解析システム及び高感度遺伝子検出システムを更新し、新型コロナウイルスの流行による使用頻度向上に対応した。 新型インフルエンザや一類感染症に対応すべく、第一種感染症指定病床運用に関するマニュアルの全面的改訂を行った。さらに全面改訂したマニュアルに基づき、医師、看護師、検査技師、事務職も交えた全体訓練を実施した。訓練には行政（管轄保健所および県庁）も参加し、受け入れに関する意見交換を行った。また、対応にあたる職員に対しては、感染防護具着脱の訓練を別途定期的に行い、技術向上に務めた。 必要な研究器材を購入し、感染症に係る研究を継続して実施するとともに、感染症に関する専門的知見における各種支援を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究支援器材整備費 38百万円 防衛医学研究センター用備品費 4百万円 防衛医学基盤研究B 9百万円 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対応の専門的知見を有する優れた医官・看護官を養成するため、学生等への感染症に係る講義・実習を実施する。 2023（令和5）年度に実施した訓練の際の課題を踏まえ、感染症発生事案に迅速に対処するため、運用マニュアルの改訂を実施するほか、新型インフルエンザ、一類感染症受入訓練等の各種訓練を実施する。 診療体制の強化、研究の推進を図るため、必要な医療器材及び研究器材の導入を進める。 感染症に係る研究を継続して実施するほか、新たに自衛官の感染抵抗能力向上に係る研究を開始する。また、感染症に関する専門的知見における各種支援を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学生実験実習用器材 180万円（見積価格） 特別病院診療機器 320万円（見積価格） 防衛医学研究センター用備品費 200万円（見積価格） 防衛医学基盤研究B 180万円 	防衛省
(5) 在外邦人の安全確保						
<p>外務省において、海外で発生している感染症に関し、当該感染症の発生状況に応じて海外安全ホームページで感染症危険情報・広域情報・スポット情報を発出し、在外邦人への情報提供・注意喚起を行った。また、感染症の流行国・地域に専門医を派遣して健康安全講話を実施した。【外務省】</p> <p>在外公館において、管轄域内で発生している感染症に関し、当局及び関係機関等から情報収集を行い、速やかに本省に報告するとともに、ホームページや領事メール等を通じて在外邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行う。【外務省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海外安全ホームページで感染症危険情報、スポット・広域情報を発出し、在外邦人への情報提供・注意喚起を行った。また、感染症の流行国・地域に専門医を派遣して健康安全講話を実施した。 現地当局及び関係機関等から管轄地域で発生している感染症等に関する情報収集を行い、本省へ報告するとともに各館ホームページへの掲載、領事メール発信等により、在外邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の発生状況に応じてスポット・広域情報を発出・継続する等、在外邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行った。 感染症の流行国・地域に専門医を派遣し又はオンラインにて、在外邦人を対象にした健康相談会・講演会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策等に関する講演会開催に係る経費 1,057千円（前年度同経費 1,048千円） 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の取組を継続する。ただし、専門医による在外邦人向け健康安全講話は予算手当がないため、未定。 	—	外務省
<p>在外公館において、管轄域内で発生している感染症に関し、当局及び関係機関等から情報収集を行い、速やかに本省に報告するとともに、ホームページや領事メール等を通じて在外邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行う。【外務省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在外公館から報告を受けた感染症関連情報について厚生労働省をはじめとする関係省庁と共有した。 IHR2005に基づき国家連絡窓口を設置し、国内及び加盟国の中で事案が発生した場合には、WHOや関係各国に情報の共有を行っている。 IHRの枠組みにより入手した情報について、外務省と共有し、相互に緊密な連携体制を構築している。 これまで、麻疹、侵襲性髄膜炎菌感染症、レジオネラ等の感染症において、IHRから入手した情報に基づき、邦人の旅券情報について外務省から情報共有を受けるとともに、自治体に対し情報提供を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 在外公館から公電により報告された感染症にかかる情報を厚生労働省等の関係機関に速やかに共有した。 24時間365日対応できる体制を構築し、入ってくる情報を遅滞なく関係各所へ共有した。 IHRの枠組みにより入手した情報について、外務省と共有し、緊密な連携を行った。 2023（令和5）年度については、麻疹や結核等についてIHRから情報提供があり、外務省と適宜連携を行った上で、自治体に必要な情報提供を行った。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 現在の取組を継続する。 	—	外務省
<p>外務省及び厚生労働省は在外公館を通じて入手した情報とIHRの枠組みにより入手した情報を相互に緊密に共有・連携し、それぞれ在外邦人の安全対策及び国内における感染症防止対策に活用する。【外務省、厚生労働省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> これまで、麻疹、侵襲性髄膜炎菌感染症、レジオネラ等の感染症において、IHRから入手した情報に基づき、邦人の旅券情報について外務省から情報共有を受けるとともに、自治体に対し情報提供を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間365日対応できる体制を構築し、入ってくる情報を遅滞なく関係各所へ共有した。 IHRの枠組みにより入手した情報について、外務省と共有し、緊密な連携を行った。 2023（令和5）年度については、麻疹や結核等についてIHRから情報提供があり、外務省と適宜連携を行った上で、自治体に必要な情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際保健規則に基づく国家連絡窓口機能の強化経費等：35百万円 	<ul style="list-style-type: none"> 2024（令和6）年度以降も引き続き24時間365日対応できる体制を維持し、関係各所への情報共有を遅滞なく行う。 2024（令和6）年度以降も引き続きIHRの枠組みにより入手した情報について、外務省と共有し、緊密な連携を行う。 引き続き外務省と相互に緊密に連携し、在外邦人の安全対策及び国内における感染症防止対策に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際保健規則に基づく国家連絡窓口機能の強化経費 340万円 	厚生労働省

<p>在外邦人が万一感染した場合に、現地での治療、第三国又は我が国への緊急搬送等の対応に関し、医師の判断や本人・家族の要望等を総合的に勘案して在外邦人が最善の治療を受けられるように、関係省庁の協力の下、在外公館における支援体制を整備する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>・「エボラ出血熱流行地からの邦人輸送ガイドンス（第2版）」の作成</p>	<p>・新型コロナウイルス等対策政府行動計画の改定に際し感染した又は感染したおそれがある在外邦人に対して、現地医療機関等による抗インフルエンザ薬の処方等や、在外公館に配備する医薬品の利用等を検討した。</p>	<p>—</p>	<p>・在外邦人が感染症に罹患した場合の対応について関係省庁を対象にした勉強会を開催し、支援体制の整備を図る。</p>	<p>—</p>	<p>内閣官房</p>
<p>—</p>	<p>・在外公館における支援体制の強化を目的として、緊急事態発生時等（在外邦人の感染症罹患や緊急搬送を含む）に現地に派遣されるERT（海外緊急展開チーム）要員の指名や能力向上のための研修を行った他、ERT派遣用の備品・消耗品の調達を行った。</p>	<p>・在外公館における支援体制の強化を目的として緊急事態発生時等に現地に派遣されるERT要員の能力向上を図った。</p>	<p>—</p>	<p>・現在の取組を継続する。</p>	<p>—</p>	<p>外務省</p>
<p>在外邦人が万が一感染した場合において、医師の判断や本人・家族の要望等を総合的に勘案した結果、第三国又は我が国への緊急搬送を行うことが最善と判断された場合、民間の関連企業や他国の迅速な協力・支援が得られるように、在外公館を通じて平時より、感染症に対応可能な民間航空会社・危機管理会社や各国の感染症対応に関する情報収集を行い、協力関係の構築に努める。</p> <p>また、チャーター機や他の代替手段がない場合の自衛隊輸送機の活用を検討を含め、あらゆる手段を講じて在外邦人の安全を確保するため、関係省庁の連携及び対応手順等の整備を含めた対策を強化する。【内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省】</p>	<p>—</p>	<p>・政府行動計画の改定に際し以下の内容について検討。 定期航空便等の運行停止後、在外邦人について、発生国・地域の状況を踏まえ、検疫強化の必要性に留意しつつ、直ちに代替的帰国手段の検討を行い、対処の方針を決定し、外務省ホームページ、在外公館、船舶・航空会社、旅行代理店等を通じ、これを発生国・地域に滞在する在外邦人に対して周知、決定した対処の方針に従い、帰国手段の確保、関係者の感染症予防対策、隔離や停留等を実施する際の医療機関や宿泊施設の確保を含む検疫体制の調整等の必要な帰国者対応についての検討を行う。</p>	<p>—</p>	<p>・在外邦人が感染症に罹患した場合の対応について各省庁での勉強会を開催する。 また、訓練を実施できるように準備を開始する。</p>	<p>—</p>	<p>内閣官房</p>
<p>—</p>	<p>・友好国のアセット及びチャーター機の利用について、引き続き関係者との連携に努めた。 ・我が国としての体制構築に貢献すべく、各国との連携に努めた。 ・継続的に最新の医学的動向や輸送手段等に関する情報収集を行った。 ・現地で治療が困難な場合の邦人輸送の際に用いる医療機器を購入し、管理、品質確認を行った。</p>	<p>・友好国のアセット及びチャーター機の利用について、引き続き関係者との連携に努めた。 ・我が国としての体制構築に貢献すべく、各国との連携に努めた。 ・継続的に最新の医学的動向や輸送手段等に関する情報収集を行った。 ・現地で治療が困難な場合の邦人輸送の際に用いる医療機器の管理、品質確認を行った。</p>	<p>・邦人感染者の国外緊急搬送関連経費873千円 （前年度同経費873千円）</p>	<p>・現在の取組を継続し、友好国のアセット及びチャーター機の利用について、引き続き関係者との連携に努めていく。 ・今後も我が国としての体制構築に貢献すべく、各国との連携に努めていく。 ・継続的に最新の医学的動向や輸送手段等に関する情報収集を行い、適宜対策を強化する。 ・引き続き、邦人輸送の際に用いる医療機器の適正管理を行う。</p>	<p>・邦人感染者の国外緊急搬送関連経費873千円</p>	<p>外務省</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>・防衛省・自衛隊としては、外務省からの依頼に基づき、速やかに部隊を派遣できるよう、陸・海・空各自衛隊の所要の部隊、アセット等を指定して待機の態勢をとった。</p>	<p>—</p>	<p>・防衛省・自衛隊としては、外務省からの依頼に基づき、速やかに部隊を派遣できるよう、陸・海・空各自衛隊の所要の部隊、アセット等を指定して待機の態勢をとる。</p>	<p>—</p>	<p>防衛省</p>

3. 感染症に関する検査、情報収集・分析、研究等の推進

施策・取組	2022（令和4）年度以前の主な実績	2023（令和5）年度の取組	2023（令和5）年度の予算執行状況	2024（令和6）年度以降の目標	2024（令和6）年度執行予定	担当府省庁
<p>（1） 感染症に対する検査体制等の強化</p>						
<p>我が国においても、2023（令和5）年のG7サミットや2025（令和7）年の大阪・関西万博開催等を控え、一類感染症の発生（輸入例、パイオテロ等）のリスクが以前より増加することから、健康危機管理対応の観点より、診断・治療等に係る業務において、より実践的な運用を可能とするBSL4施設の対応機能と基盤の維持に向け必要な取組を実施する。【厚生労働省】</p>	<p>・2019（令和元）年度に海外の研究機関より国立感染症研究所BSL-4施設に分与を受けたエボラウイルス等の感染性病原体を用いた検出・診断系の整備を実施し、遺伝子検出及び抗体検査法、さらに新規抗原検出法の開発作業、WHOの国際的な検査精度評価への協力を継続した。BSL4における治療体制の連携体制に構築に係る業務も開始し、一類感染症への迅速対応機能の維持・強化に努めた。 ・日常点検と年1回1カ月余りを要して実験室毎に実施する設備総合点検を行い、BSL4施設機能が適正に維持できていることを確認している。 ・地方衛生研究所等については、2022（令和4）年に成立した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）により地域保健法が改正され、保健所設置自治体が専門的な調査研究・試験検査等を行うために必要な体制を整備すること等が規定された。当該規定に基づき、2023（令和5）年3月に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正され、保健所設置自治体が、地域において専門的な調査研究・試験検査等の業務を行うために必要な地方衛生研究所等の設置や人材の確保・育成等の体制の整備等、必要な措置を講じるものとするが新たに規定された。 ・また、2023（令和5）年に成立した国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第47号）により、地域保健法が改正され、上記の専門的な調査研究・試験検査等の業務を行う機関を「地方衛生研究所等」と定義し、地方衛生研究所等に対し、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）が行う情報収集業務への協力義務や、その職員にJIHSが行う研修等を受けさせることの努力義務を規定したところである（令和7年4月施行）。</p>	<p>・一類感染症（ウイルス性出血熱）に対する治療体制の確立の一環として、動物モデルを用いた非前臨床評価系の確立に係る業務を開始した。 ・総合点検は以下の期間で実施した。A実験室系統：2023（令和5）年12月19日～2024（令和6）年1月24日、B1実験室系統：2023（令和5）年12月19日～2024（令和6）年2月2日、B2・C実験室系統 2024（令和6）年2月13日～2024（令和6）年3月25日。ホルマリン燻蒸による消毒後、グローブボックスライン他の分解点検、機能試験、部品交換等を行ってBSL4施設実験室が正常に稼働することを確認した。</p>	<p>・一種病原体等の取扱に伴う高度安全試験検査施設の管理強化及び人材育成 131百万円の内数</p>	<p>・JIHSにおける新興感染症及び一類感染症への感染症危機対応機能の強化を目標として、診断・治療等に係る業務において、より実践的な運用を可能とするBSL4施設の対応機能と基盤の維持に向け必要な取組を継続する。 ・これまで同様に日常点検と年1回の実験室毎の設備総合点検を行い、BSL4施設機能が適正に維持できていることを確認する。また、点検結果に基づき必要に応じて修理・改修を行う。</p>	<p>・一種病原体等の取扱に伴う高度安全試験検査施設の管理強化及び人材育成 131百万円の内数</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>地方衛生研究所等については、国内において新興・再興感染症が発生した場合等に備え、自治体における平時のうちからの体制整備を推進するとともに、国立感染症研究所との連携強化を図ることにより検査体制の充実を図る。【厚生労働省】</p>	<p>・地方衛生研究所等については、2022（令和4）年に成立した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）により地域保健法が改正され、保健所設置自治体が専門的な調査研究・試験検査等を行うために必要な体制を整備すること等が規定された。当該規定に基づき、2023（令和5）年3月に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正され、保健所設置自治体が、地域において専門的な調査研究・試験検査等の業務を行うために必要な地方衛生研究所等の設置や人材の確保・育成等の体制の整備等、必要な措置を講じるものとするが新たに規定された。 ・また、2023（令和5）年に成立した国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第47号）により、地域保健法が改正され、上記の専門的な調査研究・試験検査等の業務を行う機関を「地方衛生研究所等」と定義し、地方衛生研究所等に対し、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）が行う情報収集業務への協力義務や、その職員にJIHSが行う研修等を受けさせることの努力義務を規定したところである（令和7年4月施行）。</p>	<p>・2023（令和5）年度から、地方衛生研究所等の体制強化を図るため、地方衛生研究所の職員を全国で約150名増員するために必要な地方財政措置を講じているほか、検査能力の向上を図るための実践的な訓練に対する財政支援を開始した。</p>	<p>・地域健康危機管理対策事業費（地方衛生研究所等の機能強化等） 150百万円</p>	<p>・人員増に係る地方財政措置や実践的な訓練への財政支援に継続して取り組むことに加え、2024（令和6）年度からは、地方衛生研究所等が、今後の新興・再興感染症発生時、広域的な感染症のまん延の際、民間検査体制が十分に整うまでの間の必要な検査を実施するとともに、地域の変異株の状況の分析等のサーベイランス機能を発揮することができるよう、感染症検査室の新設・改修等に係る財政支援を行う。</p>	<p>・地域健康危機管理対策事業費（地方衛生研究所等の機能強化等） 150百万円 ・保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金 3,900百万円の内数</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>国内で感染症が確認され、感染が急速に拡大した場合に検査能力・体制を拡大し、検査需要にも即応できるよう、検査試薬や検査実施機関の確保などに関する仕組みづくりを進める。【厚生労働省】</p>	<p>・有事における検査実施数及び検査陽性割合をモニタリングする仕組みを検討するため、協力民間検査機関からの情報を収集していた。</p>	<p>・都道府県等に対し、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（予防計画）作成の為に手引きを公表し、都道府県等における検査実施可能数（検査のキャパシティ）（目標値）を含む計画を検討するよう依頼。</p>	<p>・ゲム情報を含む 新型コロナウイルス 感染症の検査データの収集解析と診療情報との連結のあり方に資する調査研究：5百万円</p>	<p>・1.都道府県等は、9月末を目標に、検査実施可能数（検査のキャパシティ）（目標値）に必要な検査等措置協定機関との締結を進める。 ・2.国は、都道府県等が示す検査実施可能数（検査のキャパシティ）（目標値）及び検査等措置協定機関との締結状況等に基づき、国内の検査体制状況を把握する。 ・3.検査実施可能数（検査のキャパシティ）（目標値）等を集約するためのシステム構築を目指した調査研究事業の実施する。</p>	<p>・BRIDGE280百万円の内数</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>（2） 感染症に関する情報収集・分析、研究体制の強化</p>						
<p>① 海外情報収集・分析能力等の強化 国立健康危機管理研究機構において、国内外の多施設共同治験等のネットワーク構築を推進するなど、予防・医療に係る国際協力に資する調査・研究を行うとともに、国内外で活躍できる人材の養成や資質の向上を図る。【厚生労働省】</p>	<p>・国立健康危機管理研究機構（JIHS）創設に向け、国立健康危機管理研究機構準備委員会等で、組織体系の議論を行った。</p>	<p>・2023（令和5）年通常国会において、国立健康危機管理研究機構が成立。（5月）</p>	<p>—</p>	<p>・2025（令和7）年度以降（JIHSの創設後）対応する。</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>国立感染症研究所の情報収集・分析・評価機能を強化するため、WHO等の国際機関、米国CDCや他国公衆衛生機関、国内外のメディア等からの必要な情報を一元的に集約・管理するとともに、その評価が可能な人材の育成並びに各種情報サービス等も活用してこれらの情報を迅速かつ的確に分析・評価する体制を整備する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>国立感染症研究所感染症危機管理研究センターにおいては、第二室が中心となり、感染症リスク情報の迅速な分析及び国際機関や海外政府を含む国内外の関係機関との情報共有などの必要な対応を行ってきた。さらに、第三室が中心となって、メディア情報の収集・分析を行い、コミュニケーションの強化も含めた必要な対応を行ってきた。 国立感染症研究所では実地疫学研究センターにおいて、従来より国内外のオープンソース並びに自治体等とのコミュニケーションを含めた感染症リスクの検出につながる情報収集を行ってきた。</p>	<p>・2023（令和5）年度については、G7広島サミット、2024（令和6）年能登半島地震、麻しんの広域発生に関する感染症危機管理対応について、EOCを稼働させ、メディア情報を含む感染症情報の共有、迅速な分析及び関係機関との情報共有などの必要な対応を行った。また、平時においても感染症危機管理研究センター第二室及び第三室を中心に、メディア情報を含む感染症リスク情報の迅速な分析及び国際機関や海外政府を含む国内外の関係機関との情報共有など必要な対応を行った。 自治体との共同においてはさらに連携を強化しており、G7が主導する国際的な情報収集の取り組みにおいても一定の役割を担ってきた。</p>		<p>・今後もEOCにおいて大規模イベント及び健康危機発生時における感染症に係る情報集約・分析・情報提供等を継続的に実施。 国立感染症研究所の一員である実地疫学研究センターとしてのインテリジェンス活動を強化し、特に情報のステークホルダーの還元については関係部・センターと共同して戦略的に実施していく。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>海外において発生した感染症について、在外公館の医務官の感染症に係る専門的知識の習得を目的に国立感染症研究所主催の研修（FETP-J初期導入研修）にオンライン形式を含め参加し、発生国内の公衆衛生等に関する情報収集を強化する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>国立感染症研究所主催の研修（FETP-J初期導入研修）に、過去には毎年数名ずつ参加しており、最近では2019（令和元）年1名、2023（令和5）年1名が研修を受けている。</p>	<p>FETP-J初期導入研修に1名が参加、また新規に国際感染症リスク評価研修（厚生労働省主催）に2名が参加し、医務官の感染症に係る知識習得に努めた。</p>		<p>昨年に引き続き、感染症発生時の対応に必要な知識習得のため、さらに多くの医務官に対して各種研修会への参加機会を増やし、基礎的な知識と技術の習得に努め、効果的かつ効率的な情報収集を可能にする。また、集めた情報が関係各所へ素早く報告出来るよう、効率化を考える。</p>	<p>外務省</p>
<p>② BSL4 施設を始めとした研究体制の強化</p>					
	<p>・「長崎大学の高度安全実験施設（BSL4 施設）整備に係る国の関与について」を2016（平成28）年11月17日に国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議にて決定し、必要な支援等を実施した。</p>	<p>・「長崎大学の高度安全実験施設（BSL4 施設）整備に係る国の関与について」に基づき、必要な支援等を実施した。</p>		<p>・長崎大学のBSL4施設竣工を踏まえ、「長崎大学の高度安全実験施設（BSL4 施設）整備に係る国の関与について」の改定を検討する。 引き続き、内閣官房、文部科学省、厚生労働省で必要な支援等を実施する。</p>	<p>内閣官房</p>
<p>国内の大学等の研究機関における感染症に係る基礎研究能力の向上及び動物由来感染症も含め危険性の高い病原体等の取扱いに精通した人材の育成・確保等を図るため、病原体解析、動物実験、治療法・ワクチン開発等の研究開発が可能な最新の設備を備え、安全性の確保に最大限配慮したBSL4施設の設置を長崎大学が計画しその建物の建設が完了したところである。安全・安定的な管理運営に向け必要な支援を行う。 また、BSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成について必要な支援を行うなど、国際的に脅威をもたらす新興・再興感染症に迅速に対応できるよう我が国における感染症研究機能の強化を図る。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>・「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」（事務局：文部科学省）を開催し、長崎大学が実施する安全性確保と住民の理解に向けた取組を第三者の立場から確認を行うとともに、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房）等に参加し、計画の進捗状況や安全確保方策に関する検討状況等を把握するとともに、その他関係事項について大学側と協議を行うなど、関係省庁間で必要な調整を行った。</p>	<p>・「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」（事務局：文部科学省、第12回：2024（令和6）年3月開催）を1回、開催し、長崎大学が実施する安全性確保と住民の理解に向けた取組を第三者の立場から確認を行うとともに、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房、第8回：2024（令和6）年3月）等に参加し、計画の進捗状況や安全確保方策に関する検討状況等を把握するとともに、その他関係事項について大学側と協議を行うなど、関係省庁間で必要な調整を行った。</p>		<p>・必要に応じて、「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」（事務局：文部科学省）を開催し、長崎大学が実施する安全性確保と住民の理解に向けた取組を第三者の立場から確認を行うとともに、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房）等に参加し、計画の進捗状況や安全確保方策に関する検討状況等を把握するとともに、その他関係事項について大学側と協議を行うなど、関係省庁間で必要な調整を行う。</p>	<p>文部科学省</p>
	<p>・国内におけるBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成についての必要な支援を行うために、長崎大学高度感染症研究センターとの人材交流・情報共有を行い、内閣感染症危機管理統括庁との情報共有等を実施した。 BSL4施設管理運営に関わる研究員の交流・意見交換、長崎大学への研究員派遣を行っている。 新興ウイルス感染症対策として、COVID-19およびSARS、MERS対策、エムボックス、Bウイルス感染症、狂犬病、ウイルス性出血熱、ダニ媒介性重症熱性疾患、その他の新興・再興脳炎ウイルス感染症、野兔病、炭疽、プルセラに対する診断系開発やマニュアル作成、地衛研への情報試薬の共有等を行い、国際的脅威となる感染症の流入・蔓延防止を目的とした迅速な診断法と診断体制の確立を着実に進めている。また、網羅的病原体検出システムの開発やABSL3、4施設の使用及び管理に係るSOPの標準化に関する研究についても実施しており、公衆衛生的なリスクの高い病原体による感染症の実験室診断が安全かつ迅速に実施可能な体制の整備が着実に進んでいる。</p>	<p>・国内におけるBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成についての必要な支援を行うために、長崎大学高度感染症研究センターとの人材交流・情報共有を行い、内閣感染症危機管理統括庁との情報共有等を引き続き実施した。 長崎大学スーラボで運用を予定しているラミナー型解剖台の性能評価を共同で行った。また、人材育成に資する動画教材の提供を行った。 不明感染症例の病理検査・遺伝子検査を実施し、感染症の診断を引き続き実施した。Bウイルス感染症の国内発生を受けて将来の発生リスク評価等を行うための新規検査技術に確立と体制整備を継続した。エムボックスの世界的な流行及び国内での発生数増加に対応して、検査マニュアルの更新及び検査キットの配布等、サル痘検査体制の国内整備に大きく貢献を行い、また検査及びウイルスの分離等も引き続き積極的に行った。その他、SFTS及び節足動物媒介性感染症を含む他の動物由来感染症の検査法の整備と検査を担当した。COVID-19の流行に対応するため、多数の検体よりコロナウイルスの分離を引き続き行なった。</p>	<p>国際的脅威となる感染症の流入・蔓延防止を目的とした迅速な診断法の確立等に係る事業費：800万円の内数</p>	<p>・国内におけるBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成についての必要な支援を継続する。 長崎大学ではBSL4施設の厚労大臣による指定に向けた準備を進めており、それに関わる情報、技術支援を行う。また、安全管理に資する技術開発について、共同研究を進める。 今後、特定一種病原体等の他の病原体の検査法の技術移転を効率よく行うための体制を構築する。また、新規技術を取り入れ、エボラウイルス、ラッサウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス等、一種病原体の検出系及び病理検査の精度及び感度の維持・向上を目指す；研究・検査を継続する。SFTSやエゾウイルス熱、サル痘、その他の動物由来感染症患者報告数は年々増加傾向にあり、継続した検査を受け入れる。地方衛生研究所への技術移転を更に強化する。新型コロナウイルスのパンデミック後の世界情勢を見据えた新興・再興感染症の対策に関する研究・検査を継続する。</p>	<p>国際的脅威となる感染症の流入・蔓延防止を目的とした迅速な診断法の確立等に係る事業費：800万円の内数</p>
<p>我が国におけるBSL4施設については、国立感染症研究所において稼働しているとともに、長崎大学に整備しているところである。両機関の役割分担に関しては、国立感染症研究所は、有事におけるファーストレスポnderとしての役割と機能、特に迅速で精度の高い検査機能及び治療体制の確立を担い、一方、長崎大学は、将来、我が国の特定一種病原体の学術的研究に関して中核を担うことが期待されている。 さらに、国立感染症研究所が長崎大学におけるBSL4施設の管理・運営の基盤構築に積極的に協力するとともに、両機関の連携を推進していく。【文部科学省、厚生労働省】</p>	<p>・「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」（事務局：文部科学省）を開催し、長崎大学が実施する安全性確保と住民の理解に向けた取組を第三者の立場から確認を行うとともに、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房）等に参加し、計画の進捗状況や安全確保方策に関する検討状況等を把握するとともに、その他関係事項について大学側と協議を行うなど、関係省庁間で必要な調整を行った。</p>	<p>・「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」（事務局：文部科学省、第12回：2024（令和6）年3月開催）を1回、開催し、長崎大学が実施する安全性確保と住民の理解に向けた取組を第三者の立場から確認を行うとともに、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房、第8回：2024（令和6）年3月）等に参加し、計画の進捗状況や安全確保方策に関する検討状況等を把握するとともに、その他関係事項について大学側と協議を行うなど、関係省庁間で必要な調整を行った。</p>		<p>・必要に応じて、「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」（事務局：文部科学省）を開催し、長崎大学が実施する安全性確保と住民の理解に向けた取組を第三者の立場から確認を行うとともに、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房）等に参加し、計画の進捗状況や安全確保方策に関する検討状況等を把握するとともに、その他関係事項について大学側と協議を行うなど、関係省庁間で必要な調整を行う。</p>	<p>文部科学省</p>
	<p>・エボラウイルス等の感染性病原体を用いた検出・診断系の整備が完了した。BSL4における治療体制の連携体制に構築に係る業務も開始したことから、研究者の訓練の充実も図られ、一類感染症への迅速対応機能の維持・強化に努めた。さらに長崎大学におけるBSL4施設の管理・運営の基盤構築を行うために、情報共有、人材交流との連携に関わる業務を実施した。 BSL4施設管理運営に関わる研究員の交流・意見交換、長崎大学への研究員派遣を行っている。</p>	<p>・エボラウイルス等の感染性病原体を用いた検出・診断系の整備が完了した。BSL4における治療体制の連携体制に構築に係る業務も開始したことから、研究者の訓練の充実も図られ、一類感染症への迅速対応機能の維持・強化に努めた。さらに長崎大学におけるBSL4施設の管理・運営の基盤構築を行うために、情報共有、人材交流との連携に関わる業務を実施した。 長崎大学スーラボで運用を予定しているラミナー型解剖台の性能評価を共同で行った。また、人材育成に資する動画教材を長崎大学へ提供した。</p>		<p>・一種病原体による有事におけるファーストレスポnderとしての役割と機能、迅速で精度の高い検査機能及び治療に貢献する機能の維持・強化を継続する。 長崎大学高度感染症研究センターとの人材交流・情報共有を行い、内閣感染症危機管理統括庁との情報共有を継続する。 長崎大学への研究員派遣をはじめとする人事交流を継続し、感染研の有するBSL4施設管理運営に関わるノウハウを長崎大学と共有する。また、日本で初めての本格的スーラボである長崎大学BSL4施設の管理・運営について協力して取り組み、確立されたノウハウを感染研へ導入する。 BSL4施設・設備の維持管理に関して国際的な議論の場に参加する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>バイオセーフティ・バイオセキュリティの維持強化に関して、現在も、病原体管理の電子化等を含めて、積極的に行われており、バイオセーフティ・バイオセキュリティの統合的なシステムの構築等の検討を行う。【厚生労働省】</p>	<p>・BSL4施設・設備の維持管理に関して国際的な議論の場に参加した。 国内唯一のBSL4施設としてバイオセーフティ・バイオセキュリティ両面から施設の維持・管理を行っている。 庁舎全体の監視カメラの増設等、及びBSL4施設の入退管理システムへの生体認証の導入等によるセキュリティの強化を行った。 一種病原体の保管管理について紙台帳より行っていたものを電子管理するための検討を行ってきた。</p>	<p>・BSL4施設・設備の維持管理に関して国際的な議論の場に参加した。 施設・設備の定期点検を実施するとともに予防保全的な施設・設備の更新及び修繕を実施した。また、病原体管理システムの電子化に向け新たな機器・ソフトウェアを導入し、実用を開始するとともに、運用方法の検討を行った。 2023（令和5）年11月より実験により生じた新たな一種病原体試料について、電子管理（二次元バーコード、ICタグ）を開始した。</p>	<p>・一種病原体等の取扱に伴う高度安全試験検査施設の管理強化及び人材育成 131百万円の内数</p>	<p>・引き続き施設・設備の定期点検を実施するとともに予防保全的な施設・設備の更新を実施する。また、電子化した病原体管理システムを運用しつつ、更なる改善のための事項の洗い出しを進める。 一種病原体の電子管理の実績に基づき、その他の病原体管理への運用拡大を検討する。さらに病原体管理の電子化の普及に合せて、年一回手入力により集計していた所の病原体保有データを逐次更新されるシステムへ切り替える検討を行う。</p>	<p>厚生労働省 131百万円の内数</p>

<p>薬剤耐性菌バンクについて、ヒト（健常人・感染症）由来株、家畜・愛玩動物由来株、環境由来株、食品由来株及びそれらの遺伝情報を現在約 21 万株収集している。これらを基に精度管理パネル（病院精度管理、検査キット用）、研究用パネル、創薬用パネル（新薬開発、承認等に必要パネル）の 3 つのパネルの作成、要求に応じた分与を計画しており、今後も薬剤耐性菌の受入れ、ゲノム解析データの創出を推進する。【厚生労働省、農林水産省】</p>	<p>・検体のゲノムシーケンスの出力を有する自動前処理システムを運用し、JANIS参加施設を対象として薬剤耐性グラム陽性・陰性菌を広く収集するサーベイランス（JARBS）を実施し、国内の医療機関や研究機関から分譲された薬剤耐性菌株について、バンクへ保管・登録およびゲノム解析を実施。</p> <p>・国立感染症研究所・薬剤耐性研究センター・薬剤耐性菌バンクでは、これまでセンターの薬剤耐性菌サーベイランス収集株や、企業・大学・学会等からの譲渡株を収納し、現在23万株を超える菌株を保管している。また、米国CDC-FDA AR Isolate Bankが公開しているパネルを受け入れ、日本国内の研究者への分与を行ってきた。2022（令和4）年度末にはバンク専用のウェブサイトを公開し、独自に作成した基礎・創薬研究用のパネルの分与を開始した。</p> <p>・家畜由来の薬剤耐性菌の遺伝情報を薬剤耐性研究センターに提供した。</p>	<p>・多検体のゲノムシーケンスの出力を有する自動前処理システムの運用を継続し、JANIS参加施設を対象として薬剤耐性グラム陽性・陰性菌を広く収集するサーベイランス（JARBS）で得られた薬剤耐性菌についてその性状をシーケンスデータ並びに抗菌薬感受性データを用いて解析し、第一期の成果をNature Communicationsに発表した。</p> <p>・血液由来黄色ブドウ球菌を全国の国立病院機構の参加施設から収集するJARBS-SAでは、重複処理した580株のデータセットについてゲノム情報解析を行い、論文化に向けて進行中である。</p> <p>・国内の医療機関や研究機関から分譲されたMRSAやバンコマイシン耐性腸球菌（VRE）等について、バンクへ保管・登録した。</p> <p>加えて、皮膚科由来黄色ブドウ球菌の全国サーベイランスでは、全国の皮膚科クリニック・病院の参加機関から皮膚及び鼻腔スワブ検体を収集し、最終的に約5,720株ブドウ球菌の分離回定し、ゲノム解析を行っており、論文化に向けて進行中である。</p> <p>・JARBSを持続的に発展させるために、1) 菌株データのアップロードと還元データのダウンロード（およびJARBS全体の成果の公開）が可能なWebシステムの構築し、2) 菌株データ入力を簡略化しJANISデータベースと連携して効率化したExcelシートを開発し、3) 収集対象の菌種の見直しを行い、収集対象株数を絞り込んだ上で、対象とする全菌株をゲノム解読できる体制の構築した上で、JARBS2.0を開始した。</p> <p>・大学や地方衛生研究所において分離された食品あるいは家畜由来のサルモネラ菌、カンピロバクター菌、大腸菌、MRSA、腸球菌等の寄託を受け、耐性菌バンクへの収納と全ゲノム解析を行った。</p> <p>・大学・製薬会社に対して12件、計1586株の菌株分与を行った。また、薬剤耐性研究センターのサーベイランス収集株を基に新たに3つの薬剤耐性菌パネルを作成し、ウェブサイトで公開した。</p> <p>・家畜由来の薬剤耐性菌の遺伝情報を薬剤耐性研究センターに提供した。</p>		<p>・引き続き、JARBS2.0および厚労科研食品班の菌株収集とゲノム解読に基づくサーベイランスを継続し、その結果をワンヘルス動向調査報告書に掲載するための検討を進める。一方、薬剤耐性菌バンクに耐性菌を受け入れるとともに、今後は国内のアカデミア・製薬企業に分譲するための仕組みを作り、分譲を進める。</p> <p>・今後も、薬剤耐性研究センターの様々なサーベイランスで収集した菌株を保存し、ゲノムデータ、可能である場合は臨床データを紐付けてバンクに収納するとともに、パネルを更新し、製薬企業、アカデミア、病院等への分与を進める。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>4. ワンヘルス・アプローチの推進</p>				<p>・引き続き、家畜由来の薬剤耐性菌の遺伝情報を薬剤耐性研究センターに提供していく。</p>	<p>農林水産省</p>

施策・取組	2022（令和4）年度以前の主な実績	2023（令和5）年度の取組	2023（令和5）年度の予算執行状況	2024（令和6）年度以降の目標	2024（令和6）年度執行予定	担当府省庁
<p>（1） 輸入動物を介した感染症の侵入防止対策</p> <p>輸入動物の監視強化のための対象動物・感染症の範囲や措置について点検し、必要な対応を行う。あわせて、新たな感染症の脅威が明らかとなった場合の迅速な措置を可能とする体制整備についても検討を行う。【厚生労働省、農林水産省】</p>	<p>・日頃から人獣共通感染症に関する情報収集を行うとともに、輸出国の現地調査を行い、輸入動物による感染リスクや対応の必要性について検討した。</p> <p>・厚生労働省と連携して検討を行う。</p>	<p>・人獣共通感染症に関する情報収集や輸出国の現地調査を実施し、輸入動物による感染リスクや対応の必要性について検討を行った。対象動物・感染症の範囲や措置について見直しが必要となる事例はなかった。</p> <p>・厚生労働省と連携して検討を行った。</p>	<p>・動物由来感染症対策費 9百万円</p>	<p>・引き続き人獣共通感染症に関する情報収集に努め、対象動物・感染症の範囲や措置の見直しが必要になった場合は、国立感染症研究所等の専門家と連携して迅速に対応する。</p> <p>・引き続き、厚生労働省と連携して検討を行う。</p>	<p>・動物由来感染症対策費 6百万円</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>人獣共通の感染症について、検疫所職員を対象とした研修を実施し、事例対応能力の向上を図るとともに、動物検疫の対象となる疾病について、家畜防疫官を対象とした研修や検査技術の教育訓練を実施することにより、類症鑑別能力や診断能力の向上を図る。【厚生労働省、農林水産省】</p>	<p>・検疫所職員を対象とした「動物の輸入届出業務に係る担当者会議」を毎年1回開催し、人獣共通感染症等の専門家による講義を行うとともに、各検疫所で発生した事案対応について情報共有を行った。</p> <p>・動物検疫所において、新たにサル等の動物の輸入検疫業務に携わる家畜防疫官に対し、事前に安全講習を実施している。サルの輸入検疫に従事する者は外部の講習会に参加し、担当課内で伝達を実施。</p>	<p>・2024（令和6）年2月に「動物の輸入届出業務に係る担当者会議」を開催し、人獣共通感染症等の専門家による講義を行うとともに、各検疫所で発生した事案対応について情報共有を行った。</p> <p>・新たにサル等の動物の輸入検疫業務に携わる家畜防疫官に対し、事前に安全講習を実施した。</p> <p>・2023（令和5）年度も都道府県、動物検疫所、動物医薬品検査所、家畜改良センターの獣医職員や家畜防疫員、家畜防疫官を対象とした家畜衛生講習会を開催し、家畜衛生の特殊部門に関する学理及び技術の習得を図った。</p>		<p>・引き続き担当者会議を開催し、検疫所職員の人獣共通感染症に対する知識及び事例対応能力の向上に努める。</p>		<p>厚生労働省</p>
<p>（2） 渡り鳥等の越境等により国内発生する可能性のある感染症への早期</p> <p>高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合、ウイルスの感染範囲等を把握するため以下の対応を行う。家さんにおいては、発生農場等における疫学調査や発生地周辺の野鳥の監視の強化等を行う。また、野鳥及び動物園等の飼養鳥においては、発生地周辺の渡り鳥の飛来状況や鳥類の生息状況等の調査を実施し、野鳥の監視を強化する。【農林水産省、環境省】</p>	<p>・高病原性鳥インフルエンザの発生に当たっては、家畜伝染病予防法第三十五条の二及び特定家畜伝染病防疫指針の第16に基づき、疫学調査を行っているところ。</p> <p>・「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応技術マニュアル（環境省自然環境局）」を定め、発生地周辺10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、渡り鳥の飛来状況や鳥類の生息状況等の調査を行い、野鳥の監視を強化している。</p>	<p>・過去最大の発生となった2022（令和4）/2023（令和5）シーズンの鳥インフルエンザ発生事例（26道県84事例）について、7月に疫学検討会を開催し、疫学調査報告書を公表した。</p> <p>・2023（令和5）年度は、全国で野鳥156事例、家さん11事例、飼養鳥2事例の発生地点全てで野鳥監視重点区域を指定し、野鳥の監視を強化した。</p>	<p>・鳥獣感染症対策費 159百万円の内数</p>	<p>・高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合は、引き続き速やかに疫学調査を行い、感染の原因究明に努めるとともに、適時に疫学報告書の公表を行う。</p>	<p>・鳥獣感染症対策費 159百万円の内数</p>	<p>農林水産省</p>
<p>野生鳥獣に関する感染症に関し、生物多様性保全の観点から必要なサーベイランス等を研究機関等と連携して実施する。また、公衆衛生・家畜衛生にも有用な情報がある場合は、必要に応じて厚生労働省や農林水産省等に共有を行う。【環境省】</p>	<p>・全国の都道府県に対して、生物多様性保全の観点から必要なサーベイランスの検査機会を提供し、調査結果を厚生労働省や農林水産省等に共有している。</p>	<p>・国立環境研究所と連携し、鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱等の個別の感染症検査や、既知の複数の感染症を同時に検出する「鳥獣病原体保有状況調査」を実施し、全国の都道府県に対して、検査機会を提供し、得られた情報は厚生労働省や農林水産省に共有した。</p> <p>・環境省の感染症対策に係る施策の方向性を示した「野生鳥獣に関する感染症対策に係る鳥獣保護管理の取組方針」を作成し、厚生労働省や農林水産省等との連携を当該方針内に位置づけた。</p>	<p>・鳥獣感染症対策費 159百万円の内数</p>	<p>・引き続き、鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱等の個別の感染症検査や、既知の複数の感染症を同時に検出する「鳥獣病原体保有状況調査」を実施するとともに、その結果を関係機関に効果的に情報提供するため、国際獣疫事務局等の国際的な枠組みの中で情報を共有する。</p>	<p>・鳥獣感染症対策費 159百万円の内数</p>	<p>環境省</p>
<p>家さんを対象とした高病原性鳥インフルエンザ等に係る診断能力等の強化を図るため、家畜保健衛生所に対する必要な対応を図る。【農林水産省】</p>	<p>・各県を対象とした会議による情報共有や農研機構動物衛生研究部門における家畜防疫員の研修を行い、鳥インフルエンザ等に係る診断能力等の強化を図ってきた。</p>	<p>・2023（令和5）年4月に都道府県の家畜衛生主任者を対象とした家畜衛生主任者会議を行い、必要な情報提供を行った。</p> <p>・2023（令和5）年9月には越境性動物疾病防疫対策強化推進会議や全国家畜衛生業績発表会を開催し、最新の情報、知見等を共有した。</p> <p>・また、本年度も農研機構動物衛生研究部門において、鶏疾病特講習会を開催した。</p>		<p>・引き続き、機会をみて各県を対象とした会議による情報共有を行うとともに、農研機構動物衛生研究部門における家畜防疫員の研修を行うことで、鳥インフルエンザ等に係る診断能力等の強化を図る。</p>		<p>農林水産省</p>
<p>野鳥等を対象とした高病原性鳥インフルエンザ等のサーベイランス等の体制強化を図るため、国立研究開発法人国立環境研究所等に対する必要な対応を図る。【環境省】</p>	<p>・野鳥等を対象とした高病原性鳥インフルエンザ等のサーベイランスの一環として、国立環境研究所と契約し、「高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査」を実施している。</p>	<p>・野鳥等を対象とした高病原性鳥インフルエンザ等のサーベイランスの一環として、国立環境研究所と契約し、「令和5年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査」を実施した。</p>	<p>・鳥獣感染症対策費 159百万円の内数</p>	<p>・引き続き、国立環境研究所と契約し、「令和5年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査」を実施する。</p>	<p>・鳥獣感染症対策費 159百万円の内数</p>	<p>環境省</p>
<p>野生動物の狂犬病等の診断能力等の強化やサーベイランスの推進を図るため、地方衛生研究所に対する研修の実施等必要な対応を図る。【厚生労働省】</p>	<p>・自治体職員を対象とした「狂犬病予防業務技術研修会」を開催し、職員の検査技術の習熟を図った。</p>	<p>・2023（令和5）年12月に北海道・東北ブロック、2024年1～2月に九州ブロックの自治体職員を対象に、国立感染症研究所を中心として自治体や大学の協力のもと「狂犬病予防業務技術研修会」を開催し、職員の検査技術の習熟を図った。</p>	<p>・狂犬病対策費 4百万円</p>	<p>・引き続き、「狂犬病予防業務技術研修会」を開催し、職員の検査技術の習熟を図る。</p>	<p>・狂犬病対策費 4百万円</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>(3) ワンヘルス・アプローチに関する研究の推進</p>	<p>・動物由来インフルエンザウイルスへの対策として、国内外の研究機関より動物(主に鳥) 由来インフルエンザウイルスを入手してきた。主に、系統樹作成のための遺伝子解析、抗原性解析のための抗血清の作製および抗原性解析を実施してきた。</p>	<p>・国立感染症研究所では、国内外の研究機関から入手したウイルスからプレパンデミックあるいはパンデミックワクチンのためのウイルス株を3株作製し、WHOのCandidate Vaccine Virus (CVV)のリストに掲載された。 ・鳥インフルエンザについて、より綿密かつ正確なリスク評価、新たな課題の抽出及びその研究を実施することを目的として、2024年3月に国立感染症研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門、国立研究開発法人国立環境研究所で共同研究契約を締結した。</p>	<p>・国立感染症研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門、国立研究開発法人国立環境研究所は、共同研究契約に基づき、引き続き、各機関において情報収集を行うとともに、得られた情報を共有し、連携して人獣共通感染症対策に取り組む。 ・内閣府の「令和6年度 研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム (BRIDGE)」において、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門と国立感染症研究所が連携して、人獣共通感染症を含む動物用ワクチンの開発等に取り組む。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>国立感染症研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門、国立研究開発法人国立環境研究所の各研究機関等で連携しながら、人獣共通感染症を含め、動物が保有する病原体に関する研究が実施されており、引き続き、鳥インフルエンザウイルスを始めとした人獣共通感染症病原体のゲノム性状の解析、薬剤耐性菌の実態解明に向けた研究等において、関係機関による分野横断的な連携を推進する。【厚生労働省、農林水産省、環境省】</p>	<p>・高病原性鳥インフルエンザが発生した農場の発症鶏から原因となるウイルスを分離、速やかな全ゲノム情報の解析を実施し、プレスリリース等で公表することで国内のみならず世界的な鳥インフルエンザ研究の推進に貢献。 ・家畜や家禽からヒトへの病原性を獲得する可能性のある豚インフルエンザウイルス、D型インフルエンザウイルス、牛ペータコロナウイルス、Escherichia albertiiのリスク評価を実施。</p>	<p>・2022(令和4)/2023(令和5) シーズンに鶏から分離された83株のH5亜型高病原性鳥インフルエンザウイルスのゲノム解析を行い、3つのグループ、17種類に分類されることを明らかにし、過去最大となった発生の詳細な分析に大きく貢献した。 ・ヒトの食中毒原因菌となるEscherichia albertiiについて、健康な牛、豚、鶏の糞からの分離率が低かったことから、現時点では人への感染源となる可能性は低いことが示唆された。</p>	<p>・安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュトリーサイエンス研究推進委託事業のうち「新たな感染症の出現に対してレジリエントな畜産業を実現するため家畜感染症対策技術の開発」 99百万円のうち数(前年度 一円) ・安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュトリーサイエンス研究推進委託事業のうち「新たな人獣共通感染症の発生に備えた事前リスク評価」 30百万円(前年度33百万円)</p>	<p>農林水産省</p>
<p>国立環境研究所において高病原性鳥インフルエンザウイルスが陽性となった試料を動物衛生研究部門へ移送し、ウイルス分離を実施。</p>	<p>・動物衛生研究部門でウイルス分離が成功した場合は、国立感染症研究所へ分離されたウイルスを提供しウイルス性状の検討を行った。また、国立感染症研究所、動物衛生研究部門、国立環境研究所、3者間で連携協定を締結した。</p>	<p>―</p>	<p>―</p>	<p>環境省</p>
<p>国立感染症研究所が中心となり、他省庁所管の研究機関、大学、自治体等の関係機関が連携し、動物由来感染症について包括的に、国内外の発生状況の情報収集、分析・調査研究、人材育成などを行い、得られた知見をワンヘルス・アプローチの推進に活用する。 また、地域におけるワンヘルス・アプローチを推進するため、自治体における調査研究等の取組を支援する。【厚生労働省】</p>	<p>・2022(令和4)年度 厚生労働科学研究費補助金「野生動物及び愛玩動物が保有する動物由来感染症の国内サーベイランスシステムの構築に資する研究」において、国立感染症研究所を中心に、産業動物、愛玩動物及び野生動物の動物由来感染症サーベイランスに関する情報のデータベース化等を行った。 ・2021(令和3)年度～2022(令和4)年度厚生労働科学研究費補助金「愛玩動物由来感染症制御のための、感染症発生状況、原因 病原体及び 宿主動物 の解析に基づくリスク評価と啓発に関する研究」において、動物由来感染症ハンドブックを作成し、啓発資料として自治体に配布した。 ・動物由来感染症整備事業により、自治体における動物由来感染症の調査研究等のワンヘルス・アプローチの取組を支援した。</p>	<p>・2023(令和5)年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「ワンヘルス動物由来感染症サーベイランスの全国展開に向けた基盤構築に資する調査研究」において、国立感染症研究所と大学や自治体が連携し、動物由来感染症の動向把握と更なるワンヘルス推進のための取組みの啓発を行った。 ・2023(令和5)年度厚生労働科学研究費補助金「愛玩動物由来感染症制御のための、感染症発生状況、原因 病原体 及び 宿主動物 の解析に基づくリスク評価と啓発に関する研究」において、動物由来感染症ハンドブックを作成し、啓発資料として自治体に配布した。 ・動物由来感染症予防体制整備事業により、自治体における動物由来感染症の調査研究等に対し助成を行い、ワンヘルス・アプローチの取組を支援した。</p>	<p>・「ワンヘルス動物由来感染症サーベイランスの全国展開に向けた基盤構築に資する調査研究」：25百万円 ・「愛玩動物由来感染症制御のための、感染症発生状況、原因 病原体 及び 宿主動物 の解析に基づくリスク評価と啓発に関する研究」：10百万円 ・感染症予防体制整備事業 38百万円の内数</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に令和3年度に新たに設置した人獣共通感染症領域において、動物由来の人獣共通感染症病原体のデータベースを整備するとともに、これを用いた病原体早期検知のための監視手法を開発する。【農林水産省】</p>	<p>・豚由来大腸菌の完全ゲノム解析により薬剤耐性の伝播に関与する可動性遺伝因子を同定するとともに、多剤耐性の拡散に関与するリスクの高い可動性遺伝因子の迅速検査法を開発。</p>	<p>・豚由来大腸菌について、メタデータ、ゲノム情報、遺伝子型、薬剤耐性、病原遺伝子保有状況などを搭載したデータベースを構築。</p>	<p>・安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュトリーサイエンス研究推進委託事業のうち「環境への抗菌剤・薬剤耐性菌の拡散量低減を目指したワンヘルス推進プロジェクト」 101百万円のうち数(前年度113百万円)</p>	<p>農林水産省</p>
<p>野生動物に係る国際獣疫事務局の窓口である国立研究開発法人国立環境研究所を中心として、国内及び東アジア地域における野生動物並びにそれらが保有する病原体の時空間的分布・動態に関するモニタリング情報を、研究機関、大学等の関係機関と連携して収集し、病原体の起源及び進化と生物多様性との関連性等を解明するとともに、その成果によって、国内外の人獣共通感染症の対策等に貢献する。【環境省】</p>	<p>・国立環境研究所はWOAH non-listed diseaseについて主に 傷病鳥獣を対象として検査を実施し、その結果を環境省へ報告。</p>	<p>・環境省が選定した生物多様性保全の観点から対策を優先すべき感染症30種の中で、変異が生じやすく病原性が変化する頻度が高いRNAウイルスについて、傷病鳥獣を対象として検査を実施しその結果を環境省へ報告。対象とするRNAウイルスには人獣共通感染症の原因となるウイルスを含む。</p>	<p>・鳥獣感染症対策費 159百万円の内数</p>	<p>環境省</p>
<p>(4) ワンヘルス・アプローチに関する協力体制構築に向けた取組</p> <p>ワンヘルス・アプローチの推進については、厚生労働省、農林水産省、環境省の関係省庁の連携が重要であり、現在は鳥インフルエンザへの対応や輸入動物に対する規制などの取組を行い、連携を図っている。引き続き、関係機関による分野横断的な連携を推進するほか、自治体とも緊密に連携を図り、ワンヘルスの一層の推進を図る。また、自治体において、部局を超えて防疫体制を構築するなど、自治体内での部局間の緊密な連携を図る。【厚生労働省、農林水産省、環境省】</p>	<p>・野鳥や家畜において鳥インフルエンザが発生した際に「鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議」を開催し、関係省庁間で情報共有を行った。 ・鳥インフルエンザ発生にあたって、政府は関係閣僚による「鳥インフルエンザ関係閣僚会議」を随時開催し、省庁間で連携して対応をしているところ。また、鳥インフルエンザ発生時には、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、都道府県においても、防疫措置を円滑に行うため、防疫対策本部が設置されているところ。また、輸入動物に対する規制や水際対応については関係省庁間で連携して対応しているところ。 ・「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応技術マニュアル(環境省自然環境局)」を定め、関係省庁間及び自治体の部局間の連携について示している。</p>	<p>・2023(令和5)年9月に「鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議幹事会」、11月のシーズン初発事例発生時に「鳥インフルエンザ関係閣僚会議」を開催し、以降は家畜における鳥インフルエンザの発生の都度「鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会」を持ち回り開催した。 ・2023(令和5)/2024(令和6)シーズンは、10県11例の鳥インフルエンザ発生が確認されたところ。各事例について、鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議、農林水産省鳥インフルエンザ対策本部を開催し、関係省庁で連携して対策に取り組んだところ。 ・「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応技術マニュアル(環境省自然環境局)」に従い、関係省庁と連携・情報共有を行うとともに、自治体において部局を超えて防疫体制を構築するよう、通知等による技術的助言を行った。</p>	<p>― ―</p>	<p>厚生労働省 農林水産省 環境省</p>

ワンヘルス・アプローチを更に推進する観点から、引き続き、厚生科学審議会感染症部会や日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省による連携シンポジウム等において、関係者の問題意識や協働意識の共有を図るとともに、取り組むべき課題や必要な対応・体制等について検討を行う。【厚生労働省】	・2015（平成27）年度から毎年、日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省による「One Healthに関する連携シンポジウム」を開催した。	・2023（令和5）年12月3日に神戸市において、「One Healthに関する連携シンポジウム」を開催した。	・ワンヘルス・アプローチに基づく動物由来感染症対策費 10百万円の内数	・引き続き、日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省による連携シンポジウムを開催し、医療・獣医療の各分野の最新の知見・取組の共有を行うとともに、ワンヘルス・アプローチの普及・啓発を推進する。	・ワンヘルス・アプローチに基づく動物由来感染症対策費 10百万円の内数	厚生労働省
5. 薬剤耐性（AMR）対策の推進						
施策・取組	2022（令和4）年度以前の主な実績	2023（令和5）年度の取組	2023（令和5）年度の予算執行状況	2024（令和6）年度以降の目標	2024（令和6）年度執行予定	担当府省庁
	<ul style="list-style-type: none"> 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2016-2020）」を2016（平成28）年4月5日に国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議にて、決定した。 「薬剤耐性（AMR）アクションプラン2016-2020」に基づき、薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価の実施等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）」をとりまとめ、2023（令和5）年4月7日に関係閣僚会議にて決定した。改定したアクションプランに基づき、関係府省との連携の元、政府一体となってAMR対策を推進した。 改定されたアクションプランに基づき、薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価の実施、評価に必要な科学的知見・情報の収集、国民に対する情報提供等を行った。 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、6つの分野（普及啓発・教育、動向調査・監視、感染予防・管理、抗微生物剤の適正使用、研究開発・創薬、国際協力）に関する目標を実現するための取組を推進するとともに「薬剤耐性(AMR) 対策アクションプラン」改定に向けた作業に協力。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 改定した薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに基づき、政府一体となってAMR対策を推進する。 	—	内閣官房
	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 改定されたアクションプランに基づき、引き続き、薬剤耐性菌の食品健康影響評価の実施を推進・向上する。 2023(令和5)年4月策定された、「薬剤耐性(AMR) 対策アクションプラン2023-2027」に基づき、6分野（①普及啓発・教育、②動向調査・監視、③感染予防・管理、④抗微生物剤の適正使用、⑤研究開発・創薬、⑥国際協力）の目標に沿って、取組を推進する。 	—	内閣府（食安）
	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤耐性（AMR）対策アクションプランを踏まえ、AMR対策を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 改定されたAMR対策アクションプランに沿って関連する研究開発等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 新興・再興感染症研究基盤創生事業（令和5年度予算額：2,751百万円）の内数 革新的先端研究開発支援事業（令和5年度当初予算額：11十億円）の内数 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、AMR対策アクションプランに沿って関連する研究開発等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新興・再興感染症研究基盤創生事業（令和6年度予算額：2,329百万円）の内数 革新的先端研究開発支援事業（令和6年度当初予算額：11十億円）の内数 	文部科学省
<ul style="list-style-type: none"> 薬剤耐性（AMR）対策アクションプランを改定し、政府一体となってAMR対策の推進を図る。【内閣官房、内閣府（食安）、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> 改正に伴い、これまでの動向調査や抗菌剤の適正使用・慎重使用に関する取組を継続するとともに、畜産分野の動物用抗菌剤の農場ごとの使用量を把握するための体制確立など、新たな取組を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者や伴侶動物飼養者を対象としたイベントに出席し、抗菌剤の適正使用・慎重使用等の普及啓発を実施。また、動物分野に関わる幅広い者を対象としたミニセミナーを開催。 動物分野の動向調査を実施し、必要に応じてゲノム解析を実施。 農場ごとの動物用抗菌剤使用量を把握のため、記録の推進に寄与する指示書の電子化システムを検討。 食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえたリスク管理措置を引き続き実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費・安全対策交付金のうち 養殖衛生管理体制の整備、家畜衛生の推進（ソフト）：2,006百万円の内数 生産資材安全確保対策事業：237百万円の内数 水産防疫対策事業：82百万円の内数 飼養衛生管理情報通信整備事業：32百万円（令和4年度補正：232百万円）の内数 動物用医薬品対策事業：63百万円の内数 動物医薬品検査所の検査事業費：281百万円の内数 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、薬剤耐性対策の理解を進めるための普及啓発を行う。 動向調査を行い、データに基づく普及啓発につなげる。 指示書の電子化システムの開発を行う。 食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえたリスク管理措置を適確に策定・実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費・安全対策交付金のうち、養殖衛生管理体制の整備、家畜衛生の推進（ソフト）：1,720百万円の内数 生産資材安全確保対策事業：203百万円の内数 水産防疫対策事業：85百万円の内数 飼養衛生管理情報通信整備事業：89百万円（令和5年度補正：336百万円）の内数 動物用医薬品対策事業：55百万円の内数 動物医薬品検査所の検査事業費：280百万円の内数 	農林水産省
	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域の薬剤耐性菌の存在状況等の試行調査及び情報収集。環境研究総合推進費を用いた研究において、環境中における薬剤耐性遺伝子の伝播ポテンシャルと伝達機構について知見を収集。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域の薬剤耐性菌の存在状況等の情報収集。環境研究総合推進費を用いた研究において、環境水中の薬剤耐性菌の網羅的ゲノム解析を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止推進費251百万円の内数 環境研究総合推進費関係経費5,308百万円の内数 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、公共用水域の薬剤耐性菌の存在状況等に関する知見の集積を進める。 引き続き、環境研究総合推進費を用いた研究において、環境水中の薬剤耐性菌の網羅的ゲノム解析を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止推進費231百万円の内数 環境研究総合推進費関係経費5,355百万円の内数 	環境省
<ul style="list-style-type: none"> 抗菌薬開発に対する新たな市場インセンティブの導入を含めた、薬剤耐性（AMR）対策に資する研究開発を推進し、薬剤耐性（AMR）に関する国際的な政策の推進を主導する。【外務省、厚生労働省】 	—	<ul style="list-style-type: none"> G7広島首脳コミニクに世界的なAMR対策として抗菌薬へのアクセスと適正使用の重要性を強調するとともに、2024年のAMRに関する国連総会ハイレベル会合に向け抗菌薬の研究開発を加速させるため取組を明記。 2023（令和5）年11月に2023（令和5）年度の抗菌薬確保支援事業について応募事業者の審査を行い、事業者を採択した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き各種のフォーラムにおいて、AMR対策に関する議論に積極的に参画。 	—	外務省
	—	<ul style="list-style-type: none"> 抗菌薬確保支援事業 378百万円 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、2024(令和6)年度の抗菌薬確保支援事業を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 抗菌薬確保支援事業1,156百万円 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省 	
<ul style="list-style-type: none"> WHOの薬剤耐性（AMR）に対する取組の支援、先進7カ国（G7）プロセスにおける薬剤耐性（AMR）の取組を更に推進する。また、国際連食合糧農業機関（FAO）、国際獣疫事務局（WOAH）及び国際連合環境計画（UNEP）、並びに世界抗結核薬基金（ストップ結核パートナーシップ）、グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（GARDP）拠出金及びパンデミック基金等の国際的イニシアティブによる薬剤耐性（AMR）に対する取組への支援又は貢献を行うことで、先進国間における国際連携を強化するとともに、ストップ結核パートナーシップやGARDPに対する拠出を通じて、国際的な議論を主導する。【外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> パンデミック基金については、財務省と連携しつつ、理事会等の会議においてパンデミックのPPR（予防・備え・対応）に関して技術的な議論に参画した。また、各国際的イニシアティブ等に対する拠出を通じて、AMRに対する国際的な連携及び議論に参画。 	<ul style="list-style-type: none"> パンデミック基金については、財務省と連携しつつ、理事会等の会議においてパンデミックのPPR（予防・備え・対応）に関して技術的な議論に参画した。また、各国際的イニシアティブ等に対する拠出を通じて、AMRに対する国際的な連携及び議論に参画。 2023（令和5）年9月、東京においてG7 CVO（主席獣医官）フォーラムを開催し、AMR、鳥インフルエンザ等世界的な課題について議論。 2023（令和5）年10月、G7として初めてとなるG7長崎保健大臣会合保健・農業・環境の3トラック合同のワンヘルスに関する専門家会合を開催し、Quadripartiteや世界全体での取組みを推進するため、G7として貢献することについて確認。 2023（令和5）年11月、WOAHのコラボレーティングセンターである動物医薬品検査所において、アジア諸国を対象とした感受性試験などの技術研修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> GDF拠出金：111百万円 GARDP拠出金：247百万円 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各国際イニシアティブ等に対する拠出を通じて、AMRに対する国際的な連携及び議論に参画していく。 	<ul style="list-style-type: none"> GDF拠出金：105百万円 GARDP拠出金：249百万円 CARB-X拠出金：139百万円 	厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> 2016（平成28）年に、東京においてG7 CVOフォーラムを開催し、AMR、鳥インフルエンザ等世界的な課題について議論。 2016（平成28）年より、WOAHのコラボレーティングセンターである動物医薬品検査所において、アジア諸国を対象とした感受性試験などの技術研修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ワンヘルス・アプローチによる動物疾病対策事業 60百万円の内数 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、アジア諸国を対象とした感受性試験などの技術研修を 	<ul style="list-style-type: none"> ワンヘルス・アプローチによる動物疾病対策事業 55百万円の内数 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省 	